

# 一九〇〇—一九一〇年代の三池炭鉱

——石炭産業の産業資本確立をめぐつて——

橋 本 哲哉

## はじめに

一 産業資本確立期の理論的整理と実証の課題

二 一九〇〇年代前半までの三池炭鉱

——石炭産業における産業資本確立の諸指標の

検討——

1 三池炭鉱の確立

2 三池製作所の確立

三『日本石炭産業分析』の検討

四 三池炭鉱の確立と炭鉱労働

1 確立後の生産面での諸特徴

2 募集機構の整備

3 炭鉱労働者の存在形態

4 坑夫の定着

5 坑夫の技術教育

五 三池炭鉱の展開

——一九一〇年代後半以後の展望——

## はじめに

本稿は一九〇〇年前後から一九一〇年代の三池炭鉱の分析をそのおもな課題としている。この時期を三池炭鉱の産業資本確立期およびその後の展開の時期と考えている。したがって、まず産業資本確立期をどのように把握するか、とくに、後進資本主義国としての日本における産業資本確立期をどのように規定するかを検討しなければならない。その場

合、日本資本主義の一産業部門である石炭産業の、さらに三池炭鉱の産業資本確立期を論ずることの有効性についてもあわせて検討しておく必要がある。日本の産業資本確立期の理解をめぐっては一定の研究史の蓄積がある。本稿ではそれに新たな理解をつけ加えるというより、その研究の蓄積の上にたって、とくに産業資本確立期の諸指標を具体的に検討し、実証することに力点をおいている。以上の分析をつうじて、結論的には、三池炭鉱は一九〇〇年代前半に産業資本として確立したと考える。このことは本稿の直接の課題とはしなかつたが、一応その直後、少くとも一九〇〇年代後半には、日本の石炭産業は産業資本確立期に到達したと考える。石炭産業は、日本の産業資本確立過程を分析する際の主導的産業部門の一つであるから、この結論から、一九〇〇年代後半は日本の産業資本確立期と推測する。

産業資本確立期をめぐる研究の蓄積の中で、もつともうすい部分は、その段階の賃労働の分析であろう。産業資本確立期およびそれ以後を、おもに技術史的な観点から理解し、分析するために、従来その段階にみあつた賃労働の創出、再編、さらに資本と賃労働の本格的対抗関係の成立について分析がうすぐれがちであった。本稿では三池炭鉱において、産業資本確立後、その段階にみあつた賃労働として二つの形態を析出しようとしている。

その一つは、坑内へ機械が導入された後、機械に付属するが、一方陶冶されるべき主体としての「近代的」な炭鉱労働者を措定している。「近代的」ということの内容については検討がまだ不充分であるが、眞の意味での「自由な賃労働」とは必ずしもいえないが、相対的に自由で、相対的に安定した労働条件と生活条件とを有し、労働者家族を形成し、賃労働の再生産をおこなっている部分をさしている。これらは、いすれも坑内の労働過程Ⅱ基軸部門の過程で労働に從事している。相対的とした意味は、もう一つの賃労働の形態が同時に存在しているからである。これは囚人労働、納屋制的労働、与論労働に代表され、貧農をそれに吸収して形成された所の、「半隸奴」的賃労働である。これは暴力的拘束をうけ、非人間的労働条件とスラム以下の生活条件の下で、まさに「半隸奴」的労働を強いられ、おもに坑内外

の雑役に従事していた。前者において相対的という表現を用いたのは、後者の賃労働に前者が規定される側面に注目するからにほかならない。この賃労働の二形態は、一応概念的に指定しているが、本稿では前者、すなわち「近代的」炭鉱労働者の創出の過程を中心にして、三池炭鉱の資本・賃労働関係の特質を分析しておきたい。

最後に三池炭鉱の分析と三井財閥研究との関連について若干ふれておきたい。本稿では三池炭鉱を日本の石炭産業の中に位置づけることに主力をおいて分析しているが、もう一方の三井財閥の中ではたした役割については一部分しかふれていない。産業資本確立期の整理をつうじてあきらかにされるが、日本の産業資本確立過程を主導する産業部門のうち、石炭産業を除いた綿業、製鉄業、機械工業などの産業部門と三井財閥との関係はきわめて弱いものである。とくに、三井は綿糸紡績業や製鉄業などもとも主導的な産業部門を直接に掌握していないのである。三池炭鉱を中心とした石炭産業をつうじて、三井財閥は日本の産業資本確立過程にわずかにリンクするのであるが、こうした三井財閥の資本蓄積の特殊性は三井財閥の研究の重要な論点のひとつとなろう。このことは三井財閥にかぎらず、他の財閥資本にも共通している。したがって、日本資本主義の全体像の把握のための一つのカギともなっているが、別稿にゆずりたい。

### 一 産業資本確立期の理論的整理と実証の課題

本稿は、はじめに少しふれたように、日本の産業資本確立期をめぐる理論的成果を土台として、それを実証的に深化させることを重要な一つの柱としている。したがって、まず日本の産業資本確立期をどう把握するか、いいかえると、研究史の整理をすることによって、そのるべき理論的到達点をあきらかにする。さらに、それを石炭産業という一産業部門に適用し、分析することの意義を確認し、実証分析の際に課題とされるべき当面の問題点を引き出すことにしたい。いわば、次章二以下の論証のてがかりとするために、日本の産業資本確立期の研究史の整理をするわけである。石

炭産業における産業資本確立期の問題、とくにその研究史の整理に限っては、三においてふれることにする。

日本の産業資本確立期の研究の理論上の問題として、中村政則氏は正当に次の三点、すなわち、〔一〕産業革命（以下も同様であるが、とくにことわらないかぎり一般的に産業資本確立期と同意である——筆者）の始点と終点をどこにおくか、〔二〕その指標は何か、〔三〕産業革命を主導する基軸部門、支配的資本を何とみるか」をあげてある。日本の産業資本確立期をめぐる戦前からの研究史の蓄積の上にたって、現時点での問題点をきわめて簡明に整理しているといえよう。

この三点について、戦前においては山田盛太郎『日本資本主義分析』（以下、本章でとりあげるかぎり、『分析』と略す）の次の規定が最も高い水準として、提出されている。「総じて、産業資本の確立は、一般的には、生産手段生産部門と消費資料生産部門との総括に表現せられる社会的総資本の、それ自体の本格的な意味での再生産軌道への定置によって示され、特殊的には衣料生産の量的及び質的な発展を前提条件とする所の、労働手段生産の見透しの確立によつて示される」。その産業資本の確立の時期を「日本においては、略明治三十年乃至四十年の頃と推断」<sup>(3)</sup> している。

その後の研究は右の規定と確立時期をめぐっての論争として展開してきたといつても過言ではない。また、山田氏の分析方法、叙述方法などに不充分さは多く指摘されているが、現在においても、先の規定は新たな課題を我々に提起しつづけている。

さて『分析』の規定に対する批判のうち、とくに戦後のものとしては、中村氏が指摘するように、楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力著『日本資本主義の成立Ⅱ』・『日本資本主義の発展Ⅰ』、古島敏雄著『産業資本の確立』（岩波講座『日本歴史』近代4 所収）があげられる。この二著を含めて、大石嘉一郎氏は「日本における『産業資本確立期』について——最近の『通説』批判の検討——」（『社会科学研究』一六一四・五合併号）において研究史の批判的検討をおこなつてある。この論文で、大石氏は『分析』を「日本資本主義についての唯一の最も体系的な分析」<sup>(4)</sup> とし、その規定の継承・

発展を明確に意識している。この論文で楫西氏らの研究を「段階論」、古島氏を「自生的発展段階論」とし、さらに星埜惇氏の研究（『日本農業發展の論理』など）を「社会構成体移行論」として含め、批判の視点を提出された。この批判は後の論文「日本資本主義確立期に関する若干の理論的問題<sup>(5)</sup>」の中でも展開されている。この大石氏の二論文に対し、中村氏は「『分析』以後の産業革命研究の動向とその問題点をさすがに手ぎわよく整理したものであるが、あまりにも『分析』の読み込みに力点がおかれすぎていて、自説の積極的展開に乏しい<sup>(6)</sup>」とし、さらに「それ 자체は正当な指摘も、極めて一般的、抽象的段階にとどまっている<sup>(7)</sup>」としている。しかしながら、戦後の産業資本確立期の研究史の大きな流れを的確にとらえ、当面の理論的課題を設定し、実証分析の柱を提起した意義は大きい。その意味では、今後の産業資本確立期の研究の方向をさし示したものといつても過言ではない。

以下、本稿にかかる部分、とくに「日本資本主義確立期に関する若干の理論的問題」で示された大石氏の見解を次にかんたんに整理しておきたい。

右の論文は、(一)日本資本主義確立期研究の視角と方法、(二)産業革命—産業資本確立期の一般的規定と具体的規定、(三)日本における産業革命—産業資本確立期についての三つから構成されている。(一)においては主に『分析』の規定の再検討にあてられ、(三)においては前に若干ふれた研究史の整理にあてられてるので省略し、ここでは直接関係のある(二)の部分について、少しくわしく検討してみることにしたい。

まず、産業革命の概念を「いちおう、資本制社会の成立過程における急激な技術変革を基礎とする国民経済の全体制的な変革<sup>(8)</sup>」と規定し、それにもとづいて一般的規定をおこなっている。「以上の一般的理論的规定は、抽象的法則Ⅱ」傾向であって、そのまま歴史的具体的たりえない。産業革命—産業資本確立の具体的過程は、国と時代を異にするにしたがってその形態が異なり、一般的規定がほぼ古典的な形態で具体化したのは、最も先進的な、「世界の工場」たるイギ

里斯においてだけである。……後進資本主義国の該過程の把握に際しては、その世界資本主義的発展段階にしめる位置とともに、その古典的展開からの偏差を確定することが必要である<sup>(9)</sup>として、後進資本主義国の理解の基本点を示している。ここで大石氏のいう古典的展開からの「偏差」とは後進資本主義国の産業革命の特殊的規定のことを指している。この論文における大石氏の視角は、大石氏自身も指摘している様に、後進資本主義国の産業革命の特殊的規定を検出することにあり、古典的展開としてふれられるイギリスの場合も、あくまでそれは、後進資本主義国との偏差の対象としての意味を与えられていることに注目する必要がある。産業革命の古典的展開、一般的規定をふまえて、まず、消費資料生産部門（衣料品生産部門）での機械制生産、同部門の生産手段生産、さらに第一部門用生産手段の機械制生産の方向の確立（産業革命の終了）についてふれていく。また上の過程とともに運輸・交通・国内市場形成のそれぞの意義についてもあわせて指摘している。

こうした産業革命—産業資本確立期の古典的展開、一般的規定を前提にして、次に後進資本主義国の特殊的規定に言及している。

まず、特殊的規定を明らかにするために古典的展開のなかで注目すべき点を整理している。古典的展開においては、第一に機械制生産は、特定の産業部門に自生的に発生し、関連する産業諸部門に正常な序列と相互連関をもちつつ波及したこと、第二にながい期間のマニュファクチャ時代があり、そこにおいて、社会的分業、資本の原始的蓄積、農民層の分解があつたこと、第三に自生的な小生産者層のブルジョア的発展がおこなわれ、生産様式の変革が展開し、また産業革命とともに農業革命がおこり、資本制生産様式が全生産部面にわたって支配的になったことをとりだしていき、後進資本主義国の特殊的規定をおこなう場合に、古典的展開との偏差とは以上の三点における偏差の問題として、具体的に検討が進められている。

まず、展開基準として(一)「後進資本主義国は、世界資本主義の特定の段階と構造のもとで、先進資本主義国の影響・それとの対抗のもとでのみ産業革命を展開する」。<sup>(10)</sup> したがって世界資本主義の特定の段階と構造の態様、先進国からの自立化、自生的発展段階からの飛躍をはらんでいる。(二)は(一)への対応から後進資本主義国は国際的契機うけた時点で、「それ自身のもつ自生的な歴史的発展段階||構造の様相によつて基礎的に規定」<sup>(11)</sup>される。

次に、具体的規定として、(二)「後進国の産業革命の始期は輸入（ないし模倣）機械の安定的発展的展望をもつた定着にある」。<sup>(12)</sup> 産業革命の進展の際、輸入機械の途絶のおそれからたえず模倣と自立が課題となる。さらに「基幹的産業部門での資本制生産の世界水準への到達・国内自給の可能性が成立す」<sup>(13)</sup>（労働手段見透しの確立）るならば、一応これを産業革命の終了とみる。また先進国からの機械導入は、かならずしも衣料品生産で先行するわけではないが、産業資本の確立は、「大衆的な大量の需要をもつ衣料品生産ないし加工食料品生産への機械生産の導入の場合にのみはじめて可能となる」。<sup>(14)</sup> (二)後進国の産業革命は主導する基幹部門が綿工業と並存し、広範におくれた経営様式を残存させる。(三)産業革命を主導する諸部門の産業資本はおくれた経営様式に対して「支配的になる」ことの経済過程を、第一に同一産業部門、第二に関連産業部門、第三に異った産業部門のそれぞれの場合について検討している。

最後に実証上の指標して、トインビーがイギリスの場合にあげた五つの局面と、それに関連して賃労働者数の比重、工業人口と農業人口との対比、機械制生産の比重、産業構成の変化、国民所得構成の変化などの数量的把握を例として提出している。

以上が大石氏の特殊的規定の部分である。この中から、とくに重要なと考へる諸点を日本の問題をおきつゝ、若干整理をしておきたい。

第一は、後進資本主義国の産業革命は、世界資本主義の特定の段階と構造に規定されるということである。これは、

日本資本主義の研究史の到達点の一つであるが、とくにもっともおくれてしかも帝国主義世界体制成立の直前に産業革命をむかえた日本にとっては、帝国主義という世界体制の理解の仕方ともかかわる重要な問題である。第二は、産業革命の始期を輸入機械の安定的定着におき、終了をいわゆる「労働手段生産の見透しの確立」においてしたことである。終期についてはすでに『分析』で規定された点であるが、始期については、大石氏の指摘は重要であるがなお若干の検討を必要とする（後述）。第三は、産業革命を主導する特有の基幹部門が、綿工業と並存して形成されるという点である。産業革命が消費資料部門、とくに大衆的な衣料品部門である綿業を主導部門として進行することは古典的展開と同様であるが、同時に特殊な基幹部門の並存を指摘していることに注目したい。この点は綿工業の機械制生産の確立だけをもつて産業資本の確立の指標とする考え方に対立する。さらに、どの産業部門を基幹部門とするかという点でも議論の別れるところもあるので、若干の検討をおさめる必要がある（後述）。第四は、産業資本が、社会的再生産において、「支配的になる」ことを三つの条件で検討している点である。この場合も、それぞれにおいて、「支配的になる」ことの具体的内容、指標を何にとるかという検討が課題として、われわれの前に提起されている。大石氏の歴研論文から、以上の四点を、のちに検討する課題として、ひとまず整理しておきたい。

さて、大石氏のこの見解の総体的な評価は前にふれたが、この見解についての批判を関連する問題にかぎって、少しみておくこととしたい。

大石氏に対する批判は、大内力「資本主義の確立の段階論 『乙君への手紙』」（『経済評論』一九六五年一月号）があるが、それへの評価、および大石氏に対する自己の見解を含めて、中村政則氏は次のように整理している。

まず、大内氏の山田理論・大石論文に対する批判点として、「労働手段と衣料がそれぞれの部門の代表であるという理論的根拠はどこにあるのか」<sup>(15)</sup>、労働手段生産の見透しの確立とは一体何を意味するのか、などの根本的な大石氏との

くい違いを示している。この批判点にたって大内氏は「綿工業の工場制工場化＝資本主義の確立、重化学工業の展開・固定資本の巨大化＝金融資本の成立なるシェーマを対置」<sup>(16)</sup>している。

こうした両者の論争の焦点を、中村氏は一般的規定としても重工業の機械制大工業の確立をいわなければならないのか、後進国の特殊的規定は何かの二つにあるとし、さらに自己の見解をそれにつけ加えている。それによると「理論的には、『産業資本の確立』はやはり社会的総資本の再生産軌道への定置と資本と賃労働との対抗関係の本格的成立と把えるべきであり、歴史具体的には製鉄・石炭・工作機械部門が機械制大工業確立の方向規定性＝『見透しの確立』を与えられればそれでよい」<sup>(17)</sup>としている。さらに後進国においては「先進国のごとく中小規模工場であってはならず、初発から独占的大企業ないし官営企業として出発する以外にない」とし、「重工業の工場制工業化は国家資本なし独占企業として成立する以外になく、それはまた帝国主義転化の同時進行として現象」<sup>(18)</sup>するとしている。

後進資本主義国における産業資本確立をめぐって、その理論的整理をかなり紙数をさいておこなってきた。それは最初にもふれたように、以下の実証を行う際のよりどころとするために研究史の到達点をみきわめるためであった。

さて、本稿で石炭産業の産業資本確立期の分析をおこなうために、以上の理論的整理をつうじて次の四点を課題として提起しておきたい。

第一は、石炭産業という一つの特殊な産業部門をとりだして、産業資本確立を検討することの意味についてである。

大石氏も指摘しているように、産業資本の確立を体制的変革ととらえるならば、綿工業を主導的な基幹部門におくことは当然である。しかしながら後進資本主義国の場合、綿工業と並存するその他の主導的な基幹部門を指摘している。日本の場合、これは製鉄業・工作機械工業、それに石炭産業をあててまずまちがいなかろう。その意味では軍工廠を頂点に、この三つの産業部門をキイ産業としてとらえた「分析」の視角は訂正を必要としない。この三つの産業部門、本

稿では具体的には石炭産業であるが、それぞれの産業資本確立の時期を確定し、さらに消費資料生産部門の産業資本確立期とを定立させることによって、一応、日本の産業資本確立期を考えることができる。したがって、石炭産業の産業資本確立を論証することは、すべての産業部門の産業資本確立をいうための一部門の実証分析とは質のちがつた意味をもつてゐるわけである。

なお三池炭鉱の産業資本確立が日本の石炭産業の産業資本確立になるかどうかを検討しておく必要がある。この点は、三においてあらためてふれるが、一応、筑豊・三池・北海道の三つの炭田の産業資本確立を論じることが必要だと考える。その場合、それぞれ、産業資本確立の指標はことなるが、時期的には、いずれも、のちに三池炭鉱の場合でみるとようにほぼ同時期に進行したといえる。

第二は、産業革命—産業資本確立期の指標としての、機械制生産における輸入機械の安定的定着についてである。本稿は一つの産業部門での分析であるから、その安定的定着ということの内容に少しだちいって規定をしておく必要がある。前にみたように大石氏は一部門の指標として議論を展開されていたわけではないが、かりに大石氏の指摘に照應させて、産業革命の始期、終期について考えてみよう。一部門での産業革命の始期は作業機械の輸入とし、終期はその産業部門の基軸部門への世界水準の作業機の安定的定着（世界水準の機械の生産の自立＝製作・修理）ということになる。この始期・終期については、いざれも技術史的な観点からのもので、また必ずしも一定の序列・段階があるとはいえないでの具体的な検討を必要とする。石炭産業については、次章二、及び三においてさらに深めることとしたい。

第三は、同一部門において機械制大工場＝産業資本が「支配的になる」ことの具体的な指標についてである。いいかえれば、おくれた生産様式の存在をどう理解するかの問題でもある。輸入機械の導入によって産業資本が確立するという規定から考えて、とくに重工業における産業資本は、最初から独占企業又は官営企業としてしか成立しようがなかつ

た。そうだとするならば確立した産業資本は、おくれた経営様式に対して、単に機械制生産という点のみの優越性にとどまらず、経営規模その他あらゆる面でおくれた経営様式を凌駕していたわけである。このことは、産業資本がおくれた経営様式を文字通り「支配」することを意味し、系列下にしばりつけるという現象となってあらわれたのである。また、系列下にくみ込んだところのおくれた経営様式に対して、同様なやり方で、自己に定着した機械を導入させ、その「支配」を貫徹する。したがって、重工業においては財閥系資本を中心として、産業資本が「支配的になる」ということは、超過利潤を通じての独占に加えて、さらに文字通りの「支配」ということを含めて理解する必要がある。このことは、帝国主義への同時的転化の問題とも関連している。以上の点は、具体的には五において若干ではあるが検討することとなる。

第四は、産業資本の確立を論ずる場合、資本と賃労働の対抗関係について、せひとも分析をする必要がある。「分析」においては、キイ産業と繊維産業において、「半隸奴的労役形態」という規定をおこない産業資本確立期の両者の対抗関係を論じている。しかし、その後の研究はこの課題の重要性をしばしば指摘しながら、「分析」の規定を産業資本の確立の分析とかかわらせて発展させてきたとはいえない。<sup>(19)</sup>もちろん賃労働史・労働運動史の研究の中で、一つの歴史的段階として産業資本期の資本と賃労働の分析をおこなったものは多い。しかし、産業資本確立期の体系的解釈の中に、資本と賃労働の問題を位置づける方法とは視角が大きくなっているので、安易に評価することはできない。大石氏の歴研論文での視角の中で、もともと欠けていたのはおそらくこの点であろう。

さて、後進資本主義国は、輸入機械の導入によって一挙に産業資本の確立過程に突入するわけであるから、古典的展開との関連でいえば、マニユファクチャ時代の社会的分業が未熟なまま、自生的発展段階が低位な中で産業革命を行させる。また同時に、農民層の分解も未成熟なままである。こうした生産関係の発展をへずに輸入によって強力的に

資本と賃労働の関係を創出したことの矛盾をまず検討する必要がある。このことは、賃労働創出の日本的特質として理解する一定の研究史の蓄積がある。<sup>(20)</sup>しかし、ここで重要なことは、そうした一般的又は全歴史過程での賃労働の問題ではなく、産業資本段階の個有な資本と賃労働の関係についてである。具体的には、四においてふれることになるが、石炭産業の資本・賃労働関係について、簡単にまとめるところのような点に分析の切り込み口をもとめようとしている。

石炭産業の産業資本確立過程の賃労働は、納屋労働、囚人労働に象徴される「半隸奴的」労働形態のもとにあった。それは機械導入以前の手工業の段階で、納屋親方、獄守に暴力的に統括された労働形態である。したがって坑内の基軸部門に機械が導入されることによって、その機械にみあつた、そして機械に付属した賃労働の創出が必然化する。労働手段の導入、すなわち生産の筋骨部分への機械の導入によって、産業資本の確立を論ずるならば、当然その労働手段に付属し、陶冶されるべき賃労働（近代的「賃労働」）の創出が分析される必要がある。このことは、図式化すれば、産業資本の確立は納屋制度、囚人労働に代表される「半隸奴的」賃労働から「近代的」プロレタリアートへの転化をうながしたことになる。いいかえれば、産業資本確立期以前の資本と賃労働の関係は、納屋親方、獄守をつうじての間接的な支配関係が中心であった。それが産業資本確立期にいたると納屋親方の「消滅」、囚人労働の相対的比重の低下、資本による賃労働の直接支配、両者の本格的対抗関係の創出へと展開したわけである。この点を四において実証分析することになる。最後に資本と賃労働の問題から産業革命の始期、終期について少し補足をしておきたい。その始期・終期は技術的な観点で、産業資本の本格的な確立はこの資本と賃労働の本格的対抗関係の成立をまたなければならない。輸入機械の導入によって強力的に創出された賃労働が定着するには、かなりの時間を必要とする。したがって、ここでも本格的な対抗関係の見透しが確立された段階を終期の指標として加えなければならない。

- (2)(3) 山田盛太郎著『日本資本主義分析』一一ページ。
- (4) 『社会科学研究』一六一四・五合併号一七七ページ。
- (5) 『歴史学研究』一九五号。この論文は、一九六三年度歴研大会報告「日本資本主義確立期の諸問題」の原稿。
- (6)(7) 『日本史研究入門』III三五一ページ。
- (8) 『歴史学研究』二九五号 四ページ。
- (9) 同右 五ページ。
- (10)(11)(12) 同右 六ページ。
- (13)(14) 同右 七ページ。
- (15) 『日本史研究入門』III 三五二ページ。
- (16) 同右 三五三ページ。
- (17) 同右 三四四ページ。
- (18) 同右 三五五ページ。
- (19) 最近の研究では、大江志乃夫著『日本の産業革命』がもともと水準の高いものである。本書では、第四章資本主義の確立において綿業、絹業、および重工業の産業資本確立について分析したあと、重工業の労働者、鉱山労働者、紡織労働者について言及している。ここでは、本源的蓄積期の労働形態を「掠奪的労働搾取形態」とし、確立期にその解体、独占期に再編というシエーマをだしている。紡織業においても「拘置的労働」という規定から同じシエーマを設定している点は注目される。この指摘の意図は『分析』が「半隸奴的労役形態」を日本資本主義をつらぬく労役型としている点を突破しようとしている。しかし、「掠奪的」、「拘置的」といった現象形態を概念化したり、産業資本確立以後の労働形態の規定にあいまいさがあるなど不充分なものである。『分析』の規定にもどって、再検討の必要があるが、ここではこれ以上論じることをさけ、別の機会にゆずりたい。
- (20) 例えば大河内氏の出稼論（『黎明期の労働運動』その他一連の著作）はその代表である。

## 二 一九〇〇年代前半までの三池炭鉱

### ——石炭産業における産業資本確立の諸指標の検討——

#### 1 三池炭鉱の確立

前章でみた後進資本主義国における産業資本確立の諸指標を日本の石炭産業において具体的に析出し、石炭産業という一つの産業部門の産業資本確立期を設定しようとするのがこの章の目的である。この点については、かつて同じ三池炭鉱の分析をつうじて検討を試みたことがある。<sup>(1)</sup>しかし、視点が不充分であつたため、前章の諸指標を理論的的前提として消化することに努めた。前の検討を補足・訂正しつつ、その整理・再構成を以下にしておくことにしたい。なお実証の部分は、前の論文「三池炭鉱と囚人労働」にゆずることとする。

産業資本確立期までの三池炭鉱は次の三つの時期に区分<sup>(2)</sup>することができる。

第一期は官営の開始（一八七三年）から三井への払い下げ（一八八八年）まで。

第二期は払い下げ以後、一九〇〇年ごろまで。この二つの時期は、三池炭鉱のいわば原蓄期であると考える。後述するように官営・民営（三井経営）の差はあるが、三池炭鉱の基本的性格は共通している。

第三期は、一九〇〇年ごろからで、第一、第二期をうけて三池炭鉱の「産業革命」＝産業資本確立期である。後にもふれるように、この終期を、一つは独占への「同時的転化」の問題から時期の確定はむずかしいが、一応技術史的な視点から考えて「産業革命」の終期を一九〇〇年代後半におくこととする。

以下、各時期の内容について、少し立ち入って検討しておくことにしたい。

第一期は三池炭鉱のいわゆる官営時代である。旧幕から引き継がれた佐渡・生野などの鉱山、高島などの炭鉱とともに

に工部省に所属し、経営されていた時代である。この時期に三池炭鉱は国家資金によって、坑内に一定の機械化が進められ、「模範工場」的性格を帶びていた。しかし、官営時代にいかに「近代的」な機械が坑内に導入されたとしても、國家所有ということから産業資本としての性格を論することはできない。その後、払い下げをへて三井に経営が移ることを前提として、この時期を三池炭鉱の原蓄期として位置づける。

この時期の特徴を次の三点に整理する。第一は三池炭鉱から生産された商品としての三池炭の多くの部分を中国大陸に輸出していたことである。この三池炭の販売をつうじて、政府は外貨（洋銀）を吸収していた。こうした事情の背景には国内において三池炭を消費できるような条件、工場用炭としての需要、とくに、機械制大工場が本格的に設立されなかつたという日本資本主義の発展段階がおかれていった。第二は、この三池炭の中国大陸での販売を三井物産が独占していたことである。このことは、三池炭の販売をつうじて、三井に三池炭鉱の優秀性を認識させることとなり、単に販売利潤の獲得にとどまらず、三池炭鉱を必死で払い受ける伏線を提示することとなつた。また、三池炭の販売をつうじて、三井物産は中国大陸に支店開設などをおこない、のちに綿取引などで活躍する拠点をつくることができた。第三は、三池炭鉱における石炭生産の各部門に囚人労働を使用していたことである。この囚人労働の労働力における比重の高さは、三池炭鉱の原蓄期を象徴しているといつてよい。石炭生産において囚人労働を大量に投入するという掠奪的手段をつうじて、大きな利潤を生みだした。囚人労働は、一つは三池炭の低廉化をもたらし、中国市場で他の国内炭・中国炭を凌駕する活躍をうらづけ、さらに、三池炭鉱の有利性を発展させるために、機械導入などの一定の資本投下を促進した。しかし、囚人労働の使用は同時に機械導入にとって限界ともなり、「狸掘」的段階を脱することはできなかつた。<sup>(3)</sup>以上のような官営時代の三池炭鉱の特徴、すなわち有利性は、他の払い下げ事業と比較してきわめて高い価格で払い下げられる理由ともなつた。

第一期の三池炭鉱の基本的性格は、第一期のそれを引き継いでいた。この時期の固有な特徴は以下のものである。

第一は、三井に払い下げられたことによつて、資本制生産の軌道に入ったことである。三井は払い下げ後、政府に囚人労働の使用継続の申請をおこない、その許可をうけた。この囚人労働を中心として搾取の強化をおこない、三井は三池炭鉱の原蓄期を進行させた。このことは多額な払い下げ代金の完納に端的に示されている。第二は、勝立坑の水没事故である。三池炭鉱は筑豊の諸炭鉱に比較して大量の涌水があることで有名である。その涌水量は筑豊を代表とする他の国内諸坑のそれより四倍弱である。したがつて三池炭鉱では排水技術の進歩の程度が、坑内の資本投下の規模を大きく制約していた。そのため官営時代から排水機械の導入が要請され、スペシャル・ポンプを代表機種とする排水汽罐が使用されていた。しかし各坑の深度が進むにつれて、次第に従来の規模の排水汽罐では能力の限界に達し、矛盾が激化した。その一つは排水能力が低いため、坑内に数多くのポンプを施設しなくてはならず、そのため大量に送られる蒸気によって、坑内がしゃく熱地獄化した。三池炭鉱では涌水量が多かったことから、「高島炭鉱の惨状」以上の労働条件であったと想像される。もう一つの矛盾は勝立坑水没事故である。一八九〇（明治二三）年、勝立坑という三池炭鉱内の有力な坑内で大規模な涌水がおこり、今までの規模の排水汽罐では排水不可能となる事故がおこった。この水没事故をすくったのは一八九三（明治二六）年、イギリスからとりよせられた当時排水汽罐の世界水準にあったデービー・ポンプであった。三池炭鉱とデービー・ポンプの関係については「三池鉱業所沿革史」が「是ヨリ先勝立坑ノ開さくな成否ハ実ニ吾ガ三池炭鉱ノ死活問題トサレテ居ツタモノデ其ノ開さくニ成功シタノハ全く『デービー・ポンプ』ノ効果ニアルト云フモ過言デハナ」<sup>(4)</sup>とのべていることに端的にしめされている。この勝立坑水没事故をつうじて、三池炭鉱において排水の問題が基本的な課題であることが浮きぼりとなり、排水機械の導入が坑内の機械化の出発点であることが明確となつた。いいかえれば産業資本としての確立のカギをこの勝立坑水没事故が示したわけで、その技術的解決こそが三池

炭鉱の資本制生産をもたらすことになるのである。

第三期は、一九〇〇年以後の産業資本確立期である。終期は明確にしにくいが、一応技術史的な終期は次の四つの指標が出そろった一九〇〇年代の中ごろである。機械導入という技術的変革にみあつた賃労働関係が確立される時期をもふくめてこの時期を考えるならば、終期は一九一〇年代の中ごろまで延長する。後者については後の四でふれることにして、ここでは、技術的な産業資本確立の指標を中心にしてこの時期の特徴を整理しておきたい。

### 三池炭鉱の産業資本確立期の指標は次の四つのものが考えられる。

(一) 第一の指標は、産業資本確立期の始点として、勝立坑水没事故の経験をふまえて、當時排水汽罐の世界水準にあつたところのデービー・ポンプの導入がそれにあたる。デービー・ポンプは一九〇〇年代前半には、三池炭鉱内の中軸部分にえられた。

(二) 運炭面における電動エンドレスロープ機の使用開始が第二の指標である。電動エンドレスロープ機の導入を起点として、坑底の最先端部分である切羽にいたるまで機械導入の可能性をひらいた。さらに、運炭量の安定は計画採炭を必然化することにもなった。<sup>(5)</sup> 電動エンドレスロープ機の導入は一九〇一年にはじまり、一九〇〇年代後半に三池炭鉱に定着する。

(三) 採炭における柱引採炭の開始を第三の指標とする。残柱式採炭から柱引採炭に移行・発展することによって石炭産業の基本的な作業部門である採炭部門に機械化の条件を与えることとなつた。しかし、採炭部門の機械化はおくれて、コールカッターなどの機械が実際に導入されたのは昭和初期に入つてからである。このことは、別に検討する必要があるが、機械導入のおくれた理由は、排水・運炭部門に比較して技術的な困難性、機械にとってかわる大量で低廉な労働力の存在、採炭機械に多くの資本を必要としたこと、炭層のうすさなどの諸点を指摘するだけにとどめておきた

い。柱引採炭は一九〇〇年代中ごろまでに三池炭鉱の各坑で開始された。

(四) 以上の坑内の諸機械及び技術はいずれも輸入したものである。したがって第四の指標として、そうした輸入機械の三池炭鉱への「安定的定着」＝三池製作所の本格的操業開始を必要とする。この視点は前章でのべたように、後進資本主義国は輸入機械によって、容易に「産業革命」の条件をうみだすことができるのだから、その産業資本確立を考える場合、欠くことのできないものといわなければならない。

前の論文「三池鉱山と囚人労働」では、(一)(二)の指標が段階的に登場するという誤った考え方方に立っていた。この点については、後述（三）でふれることにする）することにしたい。また同時に、第四の指標については、次節で、実証分析をおこなうことにしたい。技術史的な面から三池炭鉱の産業資本確立期を考えるならば四つの指標がすべて出そろった一九〇〇年代中ごろがそれにあたるといえよう。

第二の特徴としては、坑内への機械導入によって、囚人労働が基軸的作業部門である採炭部門から姿を消し、他の部門でもその比重を低下させることである。このことは、機械の導入によって、資本制的な賃労働関係が呼びおこされ、機械に対応する本来のプロレタリアートが要請されたことを示している。囚人労働に従属してはいたが、三池炭鉱においても存在していた納屋制的な親方－坑夫制度も、囚人労働と同じ運命をたどった。これらの賃労働にかかるものとして、一九〇〇年代中ごろ以後三池炭鉱業所自身の手による直轄坑夫制、すなわち資本に直接支配管理された賃労働が登場する。この点については四において論することとする。

第三は、三池炭鉱の産業資本確立期前後からの出炭増加である。三池炭鉱の端的に示す出炭量の変化については、第一表において検討するが、一九〇一（明治三十四）年ごろより急激な増加を示している。このことは払い下げ代金の完納ということにも表現されている。三池炭鉱の払い下げは一八八八（明治二）年四月に「三池鉱山払下規則」が告示され、

同年八月に入札がおこなわれた。その結果、四五五万五千円という他払い下げ事業に比較してきわめて高価格で三井の手にうつったのである。この高価格自体は三池炭鉱の有利性を示していることにほかならない。三井は一〇〇万円を即納し、残り三五五万余円を一五年賦、即ち毎年二〇余万円を納めることとなった。途中勝立坑水没事故で払い下げ年賦金の延期を申し出たこともあったが、結局一九〇三（明治三十六）年に予定通り年賦金を完納した。この一五年間、年賦金を納めた上さらに、一三〇〇万円ほどの益金をあげていて（第二表参照）。これは単に三池炭鉱からの利益だけで、三池炭販売を通じての三井物産の利益などその他の間接的なものを含めると、この時期の三池炭鉱の三井全体にはたした役割はきわめて大きかったといえよう。益田孝の「三井全体の發展も三池から起つて居ると云ふてよい」<sup>(6)</sup>という言葉は、彼が三井物産の中心メンバーであり、三池炭鉱の払い下げに大きく貢献していたとはいえ、当を得たものである。

## 2 三池製作所の確立

まず、この時期の三池製作所の動きを概観するために、次の略年表を掲げる。いずれも「三池製作所沿革史」の記事から抜粋した史料をもとに、年表として再構成したものである。

一八八二（明治十五）年 官営三池炭鉱に付属した工場の創設<sup>(7)</sup>。「三池炭鉱ノ諸機械ノ修繕ヤ汽鑼用『ファイヤバ』ノ焼損又ハ炭車車輪ノ破損等ヲ補足スル位」<sup>(8)</sup>であった。

一八八九（明治二十二）年 三池炭鉱の払い下げ際、工場も併せて三井に移管される。「工場建坪僅ニ四一・九坪ニ過ギザリキ。工作機械モ至極幼稚ナルモノ少數ヲ有シ」<sup>(9)</sup>ていた。

一八九〇（明治二十三）年七月、「英國機械技師ジョン・アルウキン来任シ、ソノ他本邦技師採用職工夫ノ増員等ニヨリ設計工作共ニ充実シ、自家鉱山用機械並ニ『ポンプ』ハ漸ク當工場ニテ製造スル様ニ」<sup>(10)</sup>なった。

一八九四（明治二七）年 「幾分ノ余力ヲ以テ一部社外品ノ注文ニモ応ジ、……工場ハ狹隘ヲ告げ、拡張ヲスルニ至」<sup>(1)</sup> った。

一九〇二（明治三五）年 名称を三池製作工場とする。

一九一〇（明治四三）年 電気工場を創設する。「各坑所ニ使用スル原動力ハ主トシテ蒸氣ナリシガ、漸次電力ヲ使用スルニ至リソノ應用愈々広カラントスルニ當リ電機並ニ器具ノ製作又ハ修繕工場ノ必要ヲ充シタルモノ」<sup>(2)</sup> であった。

一九一九（大正七）年 三池製作所として三池炭鉱より独立し、「広ク一般ソノ外ノ注文ニモ応ズルコトニナリテ、大ニ進出」<sup>(3)</sup> する。

三池製作所の仕事が本格化したのは、三井へ払い下げられた後のことである。払い下げ以後の三池製作所の展開を、「三池製作所沿革史」は次のように述べている。<sup>(4)</sup>

明治二十二年一月一日当山（三池炭鉱——筆者）ヲ鉱山局ヨリ譲り受ケ以後三井三池炭礦社（払い下げ年賦金完納までは、三池炭鉱をこのように呼んでいた——筆者）ト改称サレタト共ニ当工場ハ三池炭礦社ノ所管トナリ工場ハ横須ノ大牟田川尻ノ一小地域ニ在リテ誠ニ微々タルモノニシテ、工場建坪、僅カニ四一・九坪ニ過ギザリキ。工作機械モ至極幼稚ナルモノ少數ヲ有シ、現今ノ工場ニ比スレバ実ニ隔世ノ感アリ。逐年鉱山業ノ發達伸展ニ伴ヒ、新製品又修繕品モ増加シ来リ、漸次工作機械器具ヲ設置シ、以テ斯業ニ寄与センコトヲ期セリ。

こうした記述を念頭としつつ、前の略年表より、次の諸点に注目しておきたい。

第一に、一八九〇年の記事からもわかるように、この製作部門が鉱山用機械・ポンプの自給をして位置づけられていたことである。これは、先にふれた輸入機械一般の「模倣」の段階であった。<sup>(5)</sup> しかし、この段階では、その目的にもかかわらず、機械の一部分の修繕が主体であり、独自に機械を設計、製作すること（「自立」）または技術の世界水

準への到達には至っていないことも明白である。第二は一九一〇年の記事と関連して、それ以前に汽力機械に関する技術水準を一応獲得し、電力機械へ重点をうつしはじめたと推察できる。第三は、第二の点を前提とし、一九一九年には鉱山用機械以外の機械の修繕・製作をも可能としうる技術水準を獲得したと考えることができる。

本稿の課題から、第一と第二の点の分析をもう少し深めてみることにする。

まず、産業資本確立期の指標として定めた「輸入機械の安定的定着」についてである。これを具体的にいうならば、当該段階の世界水準にある機械の運転・修繕・製作の可能になつた段階と規定することができる。後進資本主義国ではいうまでもなく先進資本主義国において製作された機械を、それぞれ必要に応じて輸入することによって、容易に機械製大工場を設立することができる。しかし、こうした機械の輸入のみで産業資本の確立を論ずることもまたできない。

一つは、機械の運転を完全にマスターし、しかもそれを修繕したり、大破損に際して再生産できる技術水準を獲得することを必要とする。もう一つは輸入機械が、その必要に応じて、一応その時期の世界水準にあるものでなければならぬ。この二つの条件をみたして、はじめて「機械の安定的定着」が産業資本確立の一指標となりうる。このことは、いいかえれば、国内において、世界水準の機械の順調な運転を保障する技術、その機械を独立で設計・製作する技術、さらには先進国の技術を凌駕する機械を製作するといった、各種の技術を統括する体制が確立したことでも意味する。

以上から、三池炭鉱内の機械の製作、特に前節でみた坑内の基軸部門の機械の再生産を可能とする条件、すなわち、三池製作所の位置を重視するのである。

三池製作所における坑内の基軸部門の機械＝排水・運炭機械の製作について次に少し具体的に考えてみる。採炭については、指標としての柱引採炭の開始は機械導入の指標ではなく、採炭の機械化の見透しをひらいたという内容から理解している。そのため採炭機械の検討はここでは当面対象とはならない。

まず、排水機械については、デービー・ポンプの検討をする。デービー・ポンプは以下の引用史料からもつかがえるが、当時の世界水準のポンプと考えてよい。三池炭鉱へのデービー・ポンプの導入について、『男爵団琢磨伝』に興味深い記事が散在している。少し長くなるが前後の関係が明確になる様に再構成して次のようにならべてみた。

#### （一）官営三池鉱山局時代（団は勝立坑主任）

勝立坑の開鑿が進めば進むほど、坑内の出水量は日夜に増嵩し来り、明治二十年九月の頃には一分時間の出水量三十二石余の多きに及んだ。明治十七年開鑿を開始してより茲に足掛四年、尠ながらざる資金と時日を費しながら未だ前途の光明を見出さず、或は之を水坑として廃棄せなければならぬかの運命を辿りつた。<sup>(16)</sup>

然しながら当時我国にて稼行せる炭鉱の凡ての施設と、経験と理論とを以てしても勝立の排水は到底解決すべき由もなく、勢知識を外国に求めねばならなかつた。<sup>(17)</sup>

三池工業所長小林秀知は松方大蔵大臣の旨を銳々、困難なる勝立の開鑿を成就せしむるには主任たる君に意見を求めた。君は洋行して海外の実情を調査する必要のあることを述べたので、君を海外に派遣するの稟議が所長より大蔵大臣に提出された。<sup>(18)</sup>

この歐米各国炭坑事業調査のことは主として勝立豎坑開鑿に当たり坑内出水の甚だ多きに困惑し、其難闇を切抜くる良策を研究せんとするにあつたことは勿論であるが、政府の方針として官営の鉱業を開発し、由つて以つて海外輸出貿易の発展を図らんとしたことが根柢をなして居る。<sup>(19)</sup>

君は亞米利加に於ては「ボストン・テク」のリチャード教授の紹介を得て各所の鉱山を視察し、主としてポンプに就いて調査を進めたが、米国の技師は多く大量の排水にデーヴィ・ポンプを推奨して居た。当時レベットが大型のポンプを発明したと評判せられたものの、是もデーヴィ・ポンプを基礎としたものであるとのことであった。ネヴァータの金山が水道を作成してその大ポンプ不

用なりと聞き、君は古ボムプにても用足るべしとてネヴァタに出向したが、此のボムプが果して堅坑の開鑿に適當せるや否や頗る疑問であった。兎に角一般にボムプの権威といはる英國のデーヴィに於て調査せざる限りは最後の決定をなすことが困難であると感じた君は、英國に渡航してホザーン・デーヴィ・エンド・コンペニーのデーヴィに面会し、所謂デーヴィ・ボムプの構造及性能を十分に悉知し、是のボムプを以てすれば勝立坑の排水に最も適當なるべしとの自信を得た。<sup>(20)</sup>

君はデーヴィ・ボムプの外にキンドヒュードロン式と称する出水の場所にチューービングを施して堅坑を開鑿する方法、及ボッチ式フリージング・プロセスとて堅坑の周囲を結氷せしめて開鑿する方法などを研究したが、何れも三池炭鉱の実地に即して成功覚束なかつた為、デーヴィ・ボムプを使用するの外に良策なしと確信し、三池炭鉱の地質水量を巨細にデーヴィに説明して、新に設計せしめ、価格等の協定を遂げて帰朝の途に就き亜米利加に向つた。<sup>(21)</sup>

## （2）三井経営時代（団は三池炭鉱事務局長）

三池炭鉱は三井組の手に移りてよりかねて官業時代より計画せられて居た勝立坑の開鑿を続行するに決し……君としては勝立排水に適するデーヴィ・ボムプの調査を決了し、其価格見積書も携へ帰り来れるを以つて、其唧筒の購入据付を為し勝立の開鑿を一挙に成就させたきも、經營が三井に移り、而かも炭鉱払下代金の重荷もあり今俄かに数十万円を投じて唧筒購入を為すことを提言し難き事情にあり。<sup>(22)</sup>

かくて七月二八日（明治二二年一筆者）迄百二十日間其儘無事に経過したが、三池炭鉱が三井炭礦社の手に渡つて約半年、是夜十一時半大地俄かに震動し、勝立坑の開鑿設備を悉く水底に没し、多年の苦心を全く水泡に帰せしめた。<sup>(23)</sup>

君は此予算を携へて上京し、三井幹部の益田孝に其計画を説明し……「仕方がない、やれ」と云ふことになつた。<sup>(24)</sup>

デーヴィ・ボムプは直ちに電報を以て購入が申込まれ、勝立坑再興事業費が許可され、鉄道も勝立坑開鑿事業用諸物品の運搬の為に勝立坑まで延長することが許され、明治廿五年七月にはデーヴィ・ボムプ二基大牟田に到着した。此デーヴィ・ボムプは世界

最大のボムブで無論日本には初めての大唧筒である。エンサイクロペチア・ブリタニカの第九版にも世界最大の唧筒が日本に現在せることが記載してある。此の唧筒を始めて見た者は其巨大なるに驚き其実用如何を疑つた。君は部下が果して能く其運転を為し得るやに心配をした。<sup>(25)</sup>

試運転には英國人技師アーウィンが総指揮者で松原嶋、高浜太郎など一同部署を定め、命令一下運転を開始したが、坑内の水猛然として迸り出で其排水道に濁水浴々として流れ出た折は一同覚えず拍手して万歳を唱へた。アーウィンは唧筒据付より、唧筒運転に伴う種々の機械の考案を為し、又唧筒組立及運転に付労働者を指導し、労働者も唧筒の運転を会得し、其組頭が「此唧筒ならば排水出来る」と確言した時の如き、君は積日的心配を水釈して安心したという。

君が一身を賭した勝立抗開鑿の事業は斯くして成功し、三池炭鉱の基礎を茲に確立することになった。<sup>(26)</sup>

以上の団の伝記から、三池炭鉱への排水汽罐の導入の経過をつぶさにうかがうことができる。とくに、団自身が三池炭鉱の実情に適したデービー・ポンプをみずから探し、後年水没事故の際にその導入に踏み切ったことに注目したい。また、このデービー・ポンプの導入の「成否」が三池炭鉱の「死活問題」であったこともあわせて注目しておきたい。デービー・ポンプは一八九七（明治三〇）年には三池炭鉱に二台、一九〇一（明治三五）年には三池各坑に九台使用されるようになつた。三池炭鉱で、一九〇〇年代に大巾に設置されたデービー・ポンプの「安定的定着」を考えるために、その製作について次に目を転じてみよう。

デービー・ポンプの製作はかなり早い時期に着手されたようで、「三池製作所沿革史」は次のようにのべている。<sup>(27)</sup>

同（明治——筆者）二十九年八月五噸熔鉄炉（英國製「ラピットキュー・ポラ」）据付ケ落成シ、十月勝立坑据付ケノ「デービーポンプ」ノ水筒破損ス、コレ大修繕工事ニシテ、重量正ニ四噸余ニシテ、当所トシテスル重量ノモノノ铸造ハ、始メテノコトニヨリ、工場員一同大ニソノ铸造ニ苦心シタリシガ、遂ニ三回マテ失敗ニ帰シ、且職工一名ノ犠牲者ヲ出シタルハ誠ニ遺憾ナリキ、尚研究ヲ統ケ全体ヲニツ割ニシテ、铸造シテ漸ク成功ヲ告ゲ、而シテ全工作ヲ完了セリ。

デービー・ポンプの大修繕、そのための五噸熔鉄炉の据付けの一いつの事実から、ほぼ一九〇〇年頃には世界水準のデービー・ポンプの製作の技術を三池製作所は獲得したと推察してよい。

次に運炭面についてはエンドレスロープ機について次の史料を掲げる。

(28)

エンドレスロープ機 坑内ニ於ケル車道片盤カラ主要運搬坑道マノ中間運搬又ハ主要運搬ニ用ヒラレルモノデ、一端ヲ巻上機ニ他端ハ終点滑車アリテ單線車道ニ用ヒラレル。逆転「エンドレスロープ機」ハ実函ハ車道ニ沿ヒ引キ張ラレタ無極綱索ニ引カレテ巻上ゲラレ空函ハ逆転ニヨリ巻キ卸サレルノデアル。複線車道ニ於テハ無極綱索ハ昇リ線ト降リ線ト終始循環シテオルガ、ソレニ実函ハ昇リ線ヘ空函ハ降リ線ヘ懸ケ目的ノ場ニ到達セシメル。明治ノ末期頃マテハ社内炭鉱ニ於テハ蒸気機関ニヨル「エンドレスロープ機」が運搬機械トシテ盛ニ使用サレテキタガ、明治三十四年大浦坑用電氣「エンドレスロープ」機ノ出現ニヨリ、蒸氣機関ハ漸次影ヲ潜ムルニ至ッタ。当所ハコノ動力転換ノ初期頃ヨリ電氣「エンドレスロープ」機ノ設計製作ヲ始メタ。爾来、研究工夫ノ結果逐次機構性能モ進歩シテ、単基容量モ増大シテ数百馬力ノ大型機ノ製作ニモ成功シ、坑内運搬機トシテ最モ広ク使用サレテキタノデアル……明治末期頃マテハ殆ンド社内炭鉱ニ使用ノ蒸氣「エンドレスロープ」機ノ取換部分品又ハ一部改造ノタメノ設計製作デ、単ニ修理スルダケノ役割ヲ努メテキタガ、明治三十九年ニハ勝立坑ニ使用スル三〇馬力電氣「エンドレスロープ」機が設計製作サレテキル。

次ニ設計年度表ヲ示ス

(年度)	(使用坑)	(容量)
明治三十九年	勝立坑	三〇馬力電氣「エンドレスロープ」機
四十一年	万田坑	二〇馬力
四十二年	宮原坑	一〇〇〇馬力
四十三年	宮浦坑	三〇馬力
		六〇馬力

(傍点は筆者)

以上の史料から、まず一九〇一(明治三四)年に從來の蒸氣用にかわって、電動エンドレスロープ機がはじめて坑内に

導入されたことがわかる。さらにその電動エンジンレスロープ機の修繕などをつうじて、三池製作所の技術水準が向上し、一九〇六（明治三九）年にはその製作、すなわち自給が可能になったことをうかがい知ることができる。

こうした鉱山用諸機械製作の技術的進歩を背景として三池製作所は、坑内機械の自給から、一九〇〇年代になってさらに新しい段階に入った。一九〇〇年頃、「広ク社外ノ注文ニ応ジ、操業ノ緩急ヲ謀ランコトヲ企図シ、営業開始ヲ申請」<sup>(28)</sup>しとのべた次のような史料がある。<sup>(29)</sup>

採礦事業膨大ニ伴ヒ、諸般ノ設備急施ラ要スルタメ、從来器械類製造修繕ノミニ従事シ、追々整頓シ、小工事ハ減少シ、從ツテ大小工事ノ調和ヲ欠キ候傾キアリ……就テハ製修事業繁閑調和ノタメ、當方工事手隙ノ際ニ於ケル間合工事トシテ、筑豊地方各炭山用諸器械ヲ引受申度。

デービー・ポンプの製作を中心とした、製作部門の技術的進歩によって三池の製作部門は、「社外ノ注文ニ応」じ、筑豊地方の「各炭山用諸器械ヲ引受」ける迄にその力量をたかめた点に注目する必要がある。

さらに、一八九九（明治三二）年には、各坑所に修繕工場が設置され、製作所は修繕の仕事をやめ、諸器械製作に集中することとなつた。このため「工場ノ操業稍緩ニナリタルタメ、伝習生ノ募集如キモ、一時中止スルノ止ムナキニ至<sup>(30)</sup>」た。しかし、一九〇一（明治三四）年には万田坑開鑿関係の諸機械をすべて設計・製造することとなり、伝習生七九名を募集する迄になつた。

こうした動きから考えて、一九〇〇年代中ごろに、三池製作所はいわば三池炭鉱の諸機械の生産をすべて技術的に可能とし、三池炭鉱の諸機械の「安定的定着」をきりひらいたといえよう。

以上の視点および分析を補足し、前節でふれた四つの指標をあわせて、三池炭鉱の産業資本確立期を一九〇〇年代の中ごろに考えるわけである。

- (1) 拙稿「三池鉱山と囚人労働」（『社会経済史学』第三二卷四号所収）
- (2) 「三池鉱山と囚人労働」の時期区分では明治一〇年代、三〇年代という不用意で無内容な表現をつかっているのを改めた。
- (3) 囚人労働の内容については、拙稿「いわゆる囚人労働について」（大塚史学会編『史潮』九六号）を参考にしていただきたい。
- (4) 「三池鉱業所沿革史」第四巻（機械課三）一〇九八ページ。
- (5) 関谷三喜男氏は『日本石炭産業分析』において、運炭部門への機械導入をもって、産業革命の始期とする指標をうちださっている。この点を含めての、前書の検討は三でふれることにする。
- (6) 『自叙益田孝翁伝』一八五ページ。
- (7) 「工部省沿革報告」（『明治前期財政経済史料集成』第一七巻所収）一一ページ。
- (8) 「三池製作所沿革史」第一巻 一ページ。
- (9)(10) 同右 四ページ。
- (11)(12) 同右 七ページ。
- (13) 同右 一〇ページ。
- (14) 同右 三～四ページ。
- (15) クチンスキイ「労働者階級の成立」の中でふれられているように、イギリスでは、紡績業で蒸気汽罐が導入される以前に、マニユファクチャ期に鉱山排水用に蒸気ポンプが導入されていた。しかし、「資本制的な、したがって商品生産を強力に促進する国（段階、といいなおすことは妥当——筆者）においてのみ、蒸気機関は経済的に活用されることができた」（前掲書五七ページ）という指摘に注目する必要がある。
- (16) 『男爵団琢磨伝』上巻 一七一ページ。
- (17) 同右 一七一～一七二ページ。
- (18) 同右 一七三ページ。
- (19) 同右 一八〇ページ。
- (20) 同右 一八四ページ。
- (21) 同右 一八五～一八六ページ。

- (22) 同右 二〇七ページ。  
 (23) 同右 一〇九ページ。  
 (24) 同右 二一四～二六ページ。  
 (25) 同右 二一六～二七ページ。  
 (26) 同右 二一八～二三〇ページ。  
 (27) 「三池製作所沿革史」第二卷 九～一〇ページ。  
 (28) 同右 第三卷 一三七～一四一ページ。  
 (29) 同右 第二卷 一一～一二ページ。  
 (30) 同右 第一卷 一一～一二ページ。  
 (31) 同右 第二卷 一五ページ。

### 三 『日本石炭産業分析』の検討

日本の石炭産業の史的分析について本格的に取り組んだ研究は、隅谷三喜男氏の『日本石炭産業分析』(一九六八年)が唯一のものであるといつても過言ではない。個別の炭鉱、特定の時期、あるいは炭鉱における賃労働の存在形態といった限定された視角での論文はかなりの数にのぼっている。隅谷氏は、一九六八年以前の個別論文をも前提として、それらの総括的な作業として前記著作をものされた。これは第一部「日本石炭産業の史的分析」、第二部「石炭産業分析の方法」の二部からなっている。この隅谷氏の研究によつて、日本の石炭産業の分析の研究は、個別の実証分析の段階から、理論的整理の段階に発展したといつてよいであろう。ここでは、そうした全研究史の整理や隅谷氏の前記著作の再構成、全体の批判・検討をおこなう余裕はない。前章までの私の作業と関連する問題に限定して、隅谷氏の分析方法の検討をしてみたいと思う。

## 1900～1910年代の三池炭鉱（橋本）

隅谷氏の分析方法の検討の前に、とくに第一部、日本石炭産業の史的分析における分析対象の問題について若干ふれておきたい。隅谷氏は、その構成をみてもわかるように、分析のおもな対象を筑豊地域にむけられ、その分析をつうじて、日本の石炭産業を分析するという方法をとられている。とくに本稿と関連している、第三章「石炭産業における資本制生産の展開」においては、そのことがより明確である。第三章の冒頭では、大正二年の『石炭調査概要』を引用され、「石炭生産が筑豊を中心としながら全国的に発展していくことは、この叙述から明らかである」と結論づけられている。このことは、石炭の全国産出量のなかで、筑豊地域の比重の高さをみるとまでもなく、石炭産業の中で筑豊地域の importance を一般的に指摘するという意味では当然であろう。しかし、こうした前提で以下の分析をすすめていくことは、いくつかの誤解を生みだすおそれがある。その一つは、石炭産業の中で、筑豊地域が圧倒的比重をもっていたからといって、筑豊の分析を通じて、日本の石炭産業の全体の分析ができると安易に考えてはならない。その場合には筑豊の分析が、すなわち日本の石炭産業の分析となるという証明をまず完了した上でなければならない。さらに、その点と関連して、筑豊地域の比重の高さと「石炭生産が筑豊を中心としながら全国的に発展していった」か否かは別の問題である。筑豊の石炭生産における比重の高さは、つきつめれば、筑豊地域の地理的な優越性（石炭産業は石炭の埋蔵量・埋蔵状況など自然的条件に規定される）を証明しているだけで、そこにおいては、隅谷氏も分析されているように、基本的には少数の大資本の炭鉱、これはいすれも財閥系資本であるがそうした大炭鉱の支配と数知れない中小炭鉱の従属によって構成されている。したがって、筑豊地域の炭鉱、全体が石炭産業の発展のけん引車になつたとはいえない。そういう考へるならば、「筑豊を中心としながら全国的に発展していった」ということは、より正確には「筑豊の大資本を中心としながら、全国的に発展していった」ということになるのではなかろうか。筑豊の大炭鉱の一つ一つをとりだせば、三池炭鉱よりも小さいものもあり、北海道その他に同規模の個別の炭鉱を探るのはそう困難なことではない。このような考へ方に

たつならば、「全国的に発展していった」ということは、分析の前提とはならず、まさに「発展していったか否か」の問題が重要な研究課題となるのではなかろうか。以上の視角は、私が三池炭鉱を分析のおもな対象としていることが前提になっているからだと思うが、しかし、だからといって、三池炭鉱の分析をすれば日本の石炭産業の全体がわかるという主張を展開する気は毛頭ない。石炭産業の場合、とくに自然的条件ということが、ある程度前提となるわけであるから、その分析の理論的蓄積をたためるためには、地域的特質を配慮し、精密な構成をおこなう必要がある。その一つの重要な例として、三池炭鉱の分析をおこない、何とか隅谷氏の労作に食いついてみたいと考えている。もちろん、以上のこととは隅谷氏はよく御承知かと思う。それは隅谷氏がこれまでの仕事の中で、三池炭鉱の分析にかなりの力をさかれてきているからである。にもかかわらず、ここを切り込み口の一つとしたいと考えている。

隅谷氏は『日本石炭産業分析』に第二部、「石炭産業分析の方法」をおかれ、「生産分析」、「市場分析」、「資本制生産の展開」の三つの章に区分けされている。これは、いうまでもなく、第一部の石炭産業の歴史的分析において展開された分析理論を整理し、また第一部の分析の理論的根拠を示されたものである。ここでは、本稿とともに関連の深い、第三章「資本制生産の展開」に限定してその整理・検討をしてみる。まず、隅谷氏の主張を再構成しておこう。

石炭産業における資本制生産の展開を隅谷氏は(1)資本制生産の成立、石炭マニュの段階、(2)産業資本確立の段階、(3)独占段階の三つに大きく時期区分されている。

第一の段階では、資本制的な生産関係の成立を基底として、鉱区の近代化、炭坑経営の大規模化がおこなわれる。これらは、この展開とからみあい、さらに市場の展開に促進されて、生産力の発展が問題となる。石炭産業では工業よりはやく分業による協業が成立し、揚水ポンプが導入され、石炭生産は飛躍的に増大する。しかし、排水は生産の補助過程であり、採炭・運搬過程においては、分業と道具が基底となっていたため、この段階は石炭マニュファクチャ段階と規定

される。

第二の段階では、揚水ポンプの出現によって、坑道の一層の延長と坑内規模の拡大、すなわち深部採炭が可能となり、捲揚機が出現する。この捲揚機の出現によって計画出炭が要請され、資本の直接支配が切羽の末端にまでおよび、さらに長壁式切羽が出現し、採炭・運搬とが統一のある体系となる。資本による捲揚機の採用とその一般化をもって、石炭産業の確立の段階と規定する。

第三の段階では、工業の場合には資本の集中・集積が独占の基礎となるが、石炭産業の場合は優良の鉱区の確保・拡大、それにもとづく生産規模の拡大が独占の出発点となる。さらにその鉱区の具体的活用のために資本の集中・集積をおこない、市場支配を完了し、中小炭鉱を合併することによって独占の形成がなされたとする。

以上の隅谷氏の見解と本稿二の視点との相異をあきらかにするという方向から問題点を探りだしていきたい。

まず、もっとも大きな相異点は、隅谷氏が排水汽罐の導入を石炭マニュの指標としている点であろう。隅谷氏は石炭産業の「分業体制は排水汽罐の出現によって本格化する」<sup>(2)</sup> とし、それによって発展する石炭生産をルール地方についてみていている。さらに排水汽罐導入をめぐってのネフ（初期産業革命説）とドップの批判をとりあげ、「機械が導入された排水は、生産の補助過程であり、採炭および運搬過程においては分業と道具が基底となっていたのであるから、それは生産手段の体系からみて、石炭マニュファクチャの段階と規定されなければならない」<sup>(3)</sup> ないと結論づけている。この隅谷氏の見解に対する批判点は以下のものである。まず第一にこの排水汽罐導入—石炭マニュ説だけに限った問題ではなく、産業資本段階・独占段階の指標に対しても共通であるが、隅谷氏の規定は石炭産業の一般的規定なのか、特殊日本的規定なのかということである。第三章の全体の論述方法から考えると、隅谷氏はイギリス・ドイツ・フランスなどの例を引用されつつ議論を開いている。したがって、これら先進資本主義国の石炭産業における資本制生産の諸指標

・分析視角をもとに、日本の石炭産業の資本制生産の展開を考えられている。その場合先進資本主義国間の段階的差異すなわち、古典的展開をなしたイギリスと後進国としてのドイツ・フランス・アメリカとの差異はもとより、さらに後進国の日本との差異については、ほとんど隅谷氏は考慮の外に置かれているようである。ここには、後進資本主義国産業資本確立について、根本的な考え方の相異があることを指摘せざるをえない。本稿では、すでに古典的展開をもととしてその特殊的規定の必要性を指摘したので、ここではくりかえさないが、それに対して、隅谷氏は先進資本主義国のいわば、石炭産業確立の「一般的規定」を、そのまま日本の場合にスライドさせておられるわけである。また、以上の問題をかりにさけたとしても、前の排水汽罐の指標の前提となつたルール地方の分析は一八世紀末の時例で、一世紀後の段階の説明（日本の場合）に説得的例示となるであろうか。第二は排水汽罐そのものに対する評価の相異である。これは第一の問題ほど決定的ではない。隅谷氏は第二部「石炭産業分析の方法」の第一章において、石炭産業における労働過程の分析をされ、基本的労働過程を採炭・運搬とし、補助過程として排水・通気・坑道掘進などをあてておられる。この労働過程にみあって労働手段を設定されている。この点はまったく異論のさしはさむ余地はないが、一、二においてふれた様に、石炭産業における労働過程の基本的労働過程が、そのまま基軸部門とは必ずしも考えない。この場合、石炭産業の基軸部門とは、少し広く考えて、この部門の作業が止まること（例えは事故・ストライキ等によって）によって、その炭鉱の生産過程が完全に活動停止する部門というように具体的に考えている。これは基本的労働過程に、その炭鉱の特殊性によって付加される労働過程というものに注目するわけである。この点は、炭鉱の特殊性から出発しているので、具体的に展開するには、個々の炭鉱の実証分析を必要とする。三池炭鉱については二において実証したつもりであるが、排水部門が基軸部門として排水・運搬部門とともに存在すると考える。したがって、排水部門を一律に補助過程とし、そこへの機械導入を軽視してはならない。同様に排水ポンプを一律にマニュ段階指標ということに限定し

てはならない。こうした基軸部門という考え方を入れて、そこにおける機械導入と産業資本確立の問題を分析するべきであると考える。

第二は、産業資本確立期の諸指標をめぐる問題である。重複はさけるが、やはり後進資本主義国の特殊的規定について、若干ふれざるをえない。炭鉱の労働過程の機械化を輸入機械によっておこなうことからおこる矛盾について考えておかなければならない。その場合買入れることが可能なほどの資本蓄積の問題があるが、これは一応ドロップさせる。後進資本主義国の機械化の矛盾は、産業資本確立が必ずしも自生的に定められた序列で進行しないということである。具体的には「古典的展開」では排水汽罐の据付→生産力の発展→運搬の機械発明→その据付→採炭の機械化の必要性、という図式化ができる。しかし後進資本主義国では、先進国からの機械購入によって、極端にいえば排水・運搬・採炭の機械導入を一度におこなうことすら、技術的には可能である。一般的には、機械導入の発展段階は必ずしもその序列どおりでないと考えておくべきである。したがって、排水汽罐導入を産業資本確立の始期とするという考え方も厳密にいえば適当でない。前拙稿「三池鉱山と囚人労働」では、そうした考え方につけていた。したがって本稿ではあらため、四つの指標、すなわち排水・運搬過程への機械導入、柱引採炭の開始、坑内機械の再生産という指標のうちいずれか一つがみたされた時期を産業資本確立期の始期とし、四つの指標がすべてとのつた段階を終期とする考え方についた。さらに、隅谷氏は、導入された機械の安定的定着については、産業資本確立期の指標として考えられていい。この点は重複になるが、後進資本主義国の観点の欠除といえよう。

つぎは独占段階の問題についてである。これは産業資本段階にあらわれ、独占への移行の問題とも関連するが、大炭鉱を頂点として、財閥系資本による中小炭鉱の支配、系列化についてである。特定の炭鉱が産業資本段階に到達することによっておくれた経営様式の中小炭鉱よりたえず超過利潤を獲得し、それをてこに中小炭鉱をその支配下におき系列

化をすすめるわけである。石炭産業においては大炭鉱と中小炭鉱の経営様式の差がはなはだしいため、その支配もより強固なものとなる。財閥系資本は、この大炭鉱の経営様式を一部移行させ、生産力を上昇させながらの所有鉱区を拡大、独占していく。したがって、鉱区の独占という独占段階の指標は産業資本段階にその特質と関連して登場する。このことは独占段階への同時的移行との問題とも関連するが、四においてふれることになる。

もう一つは独占段階の指標の問題で、化学工業および電力について考える必要がある。一九一〇年代以後、化学工業が開始する中で、原料としての石炭の役割が登場する。本格化するのは二〇年代以後であるが、財閥系資本のなかで化学工業部門の発達と関連して考える必要がある。このことは三井においてかなり典型的にあらわれるので、五において若干ふれることとする。もう一つ、一般的指標として、独占段階のエネルギーとして汽力から電力への転化が考えられる。それと平行して坑内機械の電力化を何らかの型で指標化しなければならない。この点は本稿ではふれることはできないので指摘だけにとどめておきたい。

- (1) 隅谷三喜男著『日本石炭産業分析』 二九四ページ。
- (2) 同右 四六三ページ。
- (3) 同右 四六四ページ。

#### 四 三池炭鉱の確立と炭鉱労働

二で分析したように、三池炭鉱は一九〇〇年代中ごろにおいて産業資本として確立し、その基本的性格を獲得したと考える。しかし、同時に指摘したように、産業資本段階にみあうところの、資本・賃労働関係がただちに創出されたとは考えない。その端緒として、囚人労働・納屋制労働の解体、直轄坑夫制の開始があげられる。その直轄坑夫制も、産

1900～1910年代の三池炭鉱（橋本）

第1表 三池炭鉱出炭高

年 次	出炭高	指數
1889 (明治22年)	469	64
1890	23	67
1891	24	81
1892	25	66
1893	26	599
1894	27	666
1895	28	649
1896	29	743
1897	30	633
1898	31	749
1899	32	719
1900	33	737
1901	34	905
1902	35	967
1903	36	1,114
1904	37	1,256
1905	38	1,321
1906	39	1,478
1907	40	1,498
1908	41	1,527
1909	42	1,574
1910	43	1,790
1911	44	1,989
1912	45	2,173
1913 (大正 2)		2,172
1914	3	2,057
1915	4	1,726
1916	5	1,878
1917	6	1,998
1918	7	1,873
1919	8	1,957
1920	9	1,828

出典) 「三池鉱業所沿革史」第7巻  
(会計課)附表

注) 単位1,000トン、指數は1900年  
を100としたもの

業資本にみあつた賃労働を創出する基礎としての意味しかもちえず、その後の展開を通じて産業資本段階以後のそれぞれの段階にみあつた賃労働を再編したのである。簡単にいえば、資本の有機的構成の変化がたちに新たな資本・賃労働関係をうみだすとは考へない。したがつて、その後の展開過程の中で、とくに産業資本段階にみあつた賃労働が再編されしていく過程を産業資本確立期前後において具体的に考査することにしたい。

### 1 確立後の生産面での諸特徴

まず、一九〇〇年代後半以後の三池炭鉱の生産面での諸特徴について概観することからはじめたい。

第一は産出炭の増加である。第一表は三池炭鉱の出炭量をしめしたものである。第一次大戦以後より日本の石炭産業は不況に落ち入り、生産調整をおこなうため、その段階以後は出炭量の動きから三池炭鉱の状況(発展)をストレートに規定することはできない。出炭量は一九一四(大正三)年を境に低下しているが、三池炭鉱の出炭能力が低下したと

は必ずしもいえない。それ以前の段階は一九〇〇年以後は一貫して出炭が増加傾向を示している。指數を参考にすると第一のピークは一九〇六年で、第二のピークは一九一二・三年である。出炭面からみた場合、三池炭鉱の確立直後に第一のピークをもっていることに注目する必要がある。このことは第二表の益金の動きからおぎなうことができる。出炭量の第一のピークである一九〇六(明治三十九)年に益金が、それまでの一〇年間の平均より約三倍という飛躍的な増加を示している。このことも、前の結論を論証する一つの材料とみてよいであろう。この益金の動きをみると、ここでは直接重要な論点とはならないが、日本の石炭産業が不況に入り、第一次大戦後に益金の第二のピークがあることにも注目する必要がある。これは不況期をつうじて、独占段階に入っていることを示す、有力な根拠となるであろう。

第二は三池炭鉱の鉱区の拡大についてである。石炭産業における鉱区の意味は隅谷氏が的確に指摘している。すなわち、「鉱業においては、労働対象である炭層こそが生産過程を基本的に規制するものであったのにに対応し、炭層を包含した鉱区所有こそが経済学的分析の基底である。鉱区所有と鉱業との関係は、土地所有と農業との関係に照應し<sup>(1)</sup>てい<sup>(2)</sup>る。土地は豊度の減退はあるが、鉱業における「採掘は炭層自体の消滅を意味し、鉱区所有自らが無内容化していく」

第2表 三池炭鉱各年益金

年	次	益 金
1885 (明治22)	年	15
1890	23	185
1891	24	219
1892	25	25
1893	26	562
1894	27	829
1895	28	1,115
1896	29	973
1897	30	743
1898	31	1,854
1899	32	1,768
1900	33	1,124
1901	34	1,302
1902	35	1,129
1903	36	1,465
1904	37	1,562
1905	38	1,658
1906	39	3,850
1907	40	3,837
1908	41	2,752
1909	42	2,456
1910	43	2,736
1911	44	2,468
1912	45	2,876
1913	(大正 2)	2,848
1914	3	2,693
1915	4	2,025
1916	5	1,571
1917	6	4,249
1918	7	11,399
1919	8	14,057
1920	9	12,536

出典)「三井鉱山五十年史稿」  
第10巻(会計課)附表

注) 単位 1,000 円

第3表 三池炭鉱鉱区の増加と三井鉱山（石炭部門）鉱区

年 次	三池炭鉱 鉱区	三井鉱区 鉱山
1892(明治25)年	17,389	17,389
1893	26	" 18,929
1894	27	" 19,081
1895	28	" 19,419
1896	29	" 20,024
1897	30	" 22,031
1898	31	" 22,218
1899	32	16,677 22,256
1900	33	" 25,341
1901	34	17,098 27,254
1902	35	" 33,364
1903	36	" 36,421
1904	37	" 36,615
1905	38	" 36,609
1906	39	18,439 37,809
1907	40	32,388 49,958
1908	41	39,523 58,906
1909	42	48,027 71,519
1910	43	49,593 77,049
1911	44	50,445 78,633

出典)「三井鉱山五十年史稿」 第10巻  
附表 注) 単位 1,000 坪

という矛盾をもつてゐる。「石炭産業の基底が鉱区所有にある」ということは、石炭生産の量的拡大が、埋蔵密度を別とすれば、鉱区の大きさに制約される。<sup>(3)</sup>

三池炭鉱の鉱区の拡大と三井鉱山の石炭部門の中での位置は上の第三表からうかがえる。三池炭鉱の鉱区は一九〇六年(明治三十九)年まで、ほとんどの有明海の海面鉱区であった。この鉱区をめぐって牧田環の次のような興味ある談話がある。<sup>(4)</sup>

その当時(最初にこの海面鉱区の採掘願を監督署に提出した一九〇〇年前後のこと——筆者)、海の中の鉱区を出願しようかといふことが起つた。それは海中はさういふことは出来まい、海の中は採れまいと思ったけれども鉱区を取つて邪魔されるという処がある。鉱区の権利が有つても、石炭はこっちは掘れないし、向うも掘れないから、さういふ掘れない所は許す、許さぬといふ問題で田中隆三時代に大分僕等議論したものだ。そこを出願する必要があるかないかといふ問題はね。けれども海の中に設定してはいかぬという理屈もなし、設定されてしまふと掘れなくなつてもこっちはいけない。昔の官業時代から明治三十一年前後まで、末期まで政府では海の中は採つていらない。陸だけ採つてゐる。それからその疑問が起つて来たから丁度田中鉱山局長だったか、海の中の海岸に沿つて一鉱区百万坪という程の鉱区を何と出願して取つてしまつた。

牧田環の語るところによると、他鉱区との関係から、その有明海の鉱区を確保したようであるが、その海面下から、

やがて一大炭層が確認された。この炭層は一九三一（昭和六）年の調査では、埋蔵炭量三億トンと算定され、三池炭鉱の今日までの発展にきわめて大きな役割をはたした。この一九〇七（明治四〇）年の鉱区の拡大は、確立後の三池炭鉱の展開の重要な出発点といえよう。

第三の特徴は三池炭の輸出の割合の減少である。二においてもふれたように確立以前の三池炭鉱の産出炭は、国内において石炭需要の対象となる製鉄業をはじめとした産業の未発達とも関連して輸出に多くをふりむけていた。しかし三

池炭鉱の確立、および日露戦後、「消費資料生産部門」にひきつづいて機械工業・製鉄業を中心とした「生産手段生産部門」の産業資本の確立にみられる工業の発達が展開した。とくに、一九〇一（明治三十四）年の八幡製鉄の操業開始、一九〇六（明治三十九）年の国内銑鉄生産量が輸入をはじめて上まわるなどの展開から、三池炭の国内での需要が一定程度確保される状況が生まれた。このことは第四表の工場用炭の動きが参考となる。前にもふれたよ

うに石炭産業は、国内の 主要産業部門の発展にうながされて、それに付随して展開する産業部門である。このことから考えて、この石炭の国内需要の進展は、三池炭鉱の確立と密接不可分である。

第4表 石炭の需要

年 次	輸出炭	船舶用	鉄道用	工場用	製塩用
1887年	975	388	26	286	383
1893	1,505	438	126	728	457
1898	2,186	784	387	2,527	657

出典)『農商務統計表』より作成

注) 単位 1,000 トン

第5表 三池炭出炭にしめる輸出の割合

1893 (明治26) 年	97.4%
1898	44.9
1903	44.2
1908	38.5
1913 (大正2) 年	35.2

出典)『三井鉱山五十年史稿』

第2巻附表

以上のことは三池炭の輸出の割合の減少として表現されている。第五表を参照していただきたい。三池炭鉱の産出炭に対する輸出の割合は一九〇〇年代には五割をわり、一九〇〇年末には四割を切り、徐々にではあるが、減少していることがわかる。

## 2 募集機構の整備

確立後の三池炭鉱にとって、労働力の確保は中心的課題となつた。それはひとつは炭鉱の労働が重労働であり、過酷な労働条件を強いるからである。しかし一方、坑内に機械が導入されることによって、囚人労働、納屋労働などの強制的労働のみにたよることができない条件もあらたに出現した。そのため労働力の確保の見地から坑夫の募集制度の確立―直轄坑夫制の確立がみられた。また、坑夫の移動率を低下させるために壳勘場制度、社宅制度などの坑夫保護政策の整備がおこなわれた。さらにそうした労働者の中で基軸部門にたずさわる労働者、たとえば採炭夫などを中心に教育制度をととのえ技術伝習がおこなわれた。これらの条件は全体として基軸部門の労働者を「近代的」プロレタリアートとして成立させる条件となつた。しかし基軸部門以外には依然として囚人労働が残存し、また与論島人夫に代表される差別労働が使用されたことに典型的に示されるように、「近代的」プロレタリアートを下から規定する労働力の存在も見落してはならない。こうした労働者の差別という新しい状況をふくめて、基軸部門の中に「近代的」プロレタリアートが登場したことは、産業資本段階の三池炭鉱の特徴をはつきりとしめしているといえよう。

募集制度について考える際、まず、募集方法の変遷を簡単にみるとからはじめるにしたい。

- 一八八九（明治二二）年 三池炭礦社「募集仮規則」・「坑夫取扱規則」制定
- 一八九八（明治三一）年 七浦・大浦採鉱所「鉱夫募集人規程」制定
- 一九〇一（明治三四）年 三池炭礦社「鉱夫募集仮規則」制定
- 一九〇五（明治三八）年 三池炭鉱「坑夫募集須知」制定
- 同 三池炭鉱「坑夫募集規則」の制定
- 一九一六（大正五）年 三池炭鉱「坑夫募集員及周旋人心得」制定

一九一八(大正七)年 三池炭鉱「坑夫募集規則」改正

一九〇〇年以前の坑夫は、囚人労働と納屋制度のもとでのものが大部分であった。囚人労働については、その労働条件も含めて、前に述べてあるので<sup>(5)</sup>、それを参照していただきたい。三池炭鉱には、一般には納屋制度はなかったといわれているが、募集請負人<sup>ニ</sup>募集人を親方とする制度は、事実としては納屋制度にあたると考える。少し後のものになるが、それをうかがう史料として七浦坑の「募集人規程」を次に掲げておく。

募集人規程

- 第一条 募集人ハ相応ノ資産及信用ヲ有シ品行方正ニシテ曾テ信用ヲ害スル如キ犯罪ナキモノニ限ル
- 第二条 募集人ハ國法ハ勿論当事務所諸規則ヲ堅ク遵守スヘキ義務アルモノトス
- 第三条 募集人ニハ一定ノ期限ヲ定メ鉱夫募集ヲ命ス但期限満了ノ后ト雖再募集ヲ命スルコトアルヘシ
- 第四条 募集人ハ当所坑夫掛ノ指揮ニ従ヒ鉱夫ヲ募集シ就役ノ示導住家器具等ノ世話ヲナシ尚間接ニ出役ノ獎勵ヲナスヘキモノトス

第五条 募集人ニハ其募集鉱夫ノ採掘出炭高又ハ使役方数ニ応シ左表ノ割合ヲ以テ募集手数料ヲ給与ス

採炭夫	半ヶ年間平均一日出炭総高	一函ニ対スル手数料
日雇夫	二百函以上	四厘
	三百函以上	柱三百五十函以上 三厘二毛
山地	四百函以上	五厘
	五百函以上	引五百函以上 六百二十五函以上 四厘八毛
出役一方二付	金一錢	五厘六毛

- 第六条 募集人鉱夫募集ノ際鉱夫ニ前貸ヲナシタル時ハ鉱夫ノ所得十分ノ一以内ヲ限り其稼高ヨリ控除ノ上償却ヲ受クル事ヲ得

1900～1910年代の三池炭鉱（橋本）

但此場合ニハ募集人ハ鉱夫ト連署ノ上出願スルヲ要ス

第七条 募集人ハ身元保証トシテ手數料ノ十分ノ一ヲ當所ニ積立置クヘシ

第八条 身元保証金ハ満期ノ節下渡スモノニシテ當所ノ都合ニ依リ募集ヲ停止スル時ノ外一切中途ニテ下渡サ、ルモノトス

第九条 募集人ニハ單ニ鉱夫募集ヲ命シ其報酬トシテ前記ノ手數料ヲ附与スルモノニシテ一旦鉱夫ヲ鉱夫掛ヘ引渡シタル以上ハ

全ク当所直轄ノ坑夫トナルモノナリ故ニ該鉱夫使役上ノ措置ニ付異議ヲ挾ムヘカラサルハ勿論募集人ノ進退ニハ一切其

關係ヲ鉱夫ニ及ホササルモノトス

第十条 鉱夫ノ稼賃金ハ本人渡シニテ一切代理受取ヲ許サス

第十一條 下宿ノ撰押物品ノ購買等鉱夫ノ生活ニ関シテハ一切其自由ニ任シ毫モ之ヲ束縛スル事ヲ許サス

第十二条 如何ナル名儀ニ依ルモ鉱夫ヨリ直接ニ手數料ヲ徵収スル事ヲ許サス

第十三条 左記ノ品目ニ限り当事務所規定以内ノ価格ヲ以テ控除方ヲ願出ツルトキハ稼賃金ヨリ控除ノ上募集人ニ下渡スモノトス

但稼賃金ニ相当セル時日ノ分ニ限ルモノトス

一、募集人ニテ仕賄ヲナセルトキノ食料

一、夜具及器物ノ損耗

第十四条 募集人前条々ノ規定ニ違背シタルトキハ其輕重ニ從ヒ相当ノ処分ヲナシ募集ヲ停止シ募集鉱夫ニ対スル特權ヲ剝奪シ尚

其不法行為ノ為鉱夫又ハ当所ニ対シ損害ヲ与ヘタルトキハ弁償ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 鉱夫募集人タランコトヲ望ムモノハ左ノ書面ニ身元引受人ノ連署ヲ以テ炭鉱事務所ニ願出ツヘシ

記

住 所 族 籍 職 業

本 人 何

某

年 齡

拙者儀貴所鉱夫募集人希望致候間御許可被下度請願候也

年 月 日

住 所 族 籍 職 業

身元引受人  
何

年  
某  
齡

三井三池炭鉱事務所  
御中

第十六條 鉛夫募集人タル許可ヲ与ヘタルトキハ協議ノ上年期ヲ定ムルモノトス此場合本人及身元受人連署ノ上左記ノ請書ヲ差

御 請 書

拙者儀明治年月日ヨリ明治年月日迄何年間御所鉱夫募集人仰付ラレ候ニ付テハ左記ノ条々堅ク相守リ可

申ハ勿論万一違背致候節ハ御規則ニ依リ如何様共御処分ヲ仰ギ聊カ異存申出間敷為後日御請書一札如此ニ候也  
一、何々

一

(第一一条ヨリ第十四条迄記入ス)

県  
郡  
市  
村町  
族籍

募集人  
何

同上

身元引受人  
何

某 某  
印 印

三井三池炭鉱事務所  
御中  
明治三十一年八月

具体的には、第四条に募集人は坑夫の「使役ノ示導住家器具等ノ世話ヲナシ尚間接ニ出役ノ獎勵ヲナス」ものと規程され、第五条に、その手数料も正式にみとめられている。さらに第六条の前借制の承認など、第九条の「募集人ニハ單ニ鉱夫ノ募集ヲ命ジ」という規定にもかかわらず、事実上の納屋親方とみてさしつかえないであろう。一八九〇（明治二三）年の募集人・募集限度人数・現在人員は次のとくである。<sup>(7)</sup>

1900～1910年代の三池炭鉱（橋本）

北田左平治	三〇〇名	三一一名
能勢順太郎	二〇〇名	一二〇名
荒木寿三郎	八〇名	六二名
西山 藤平	八〇名	四一名
原田慶四郎	八〇名	七二名
笠原 寅藏	八〇名	五六名
樺島 益修	一〇〇名	一七二名
佐野岩三郎	八〇名	七七名
(合計)		一〇〇〇名
		九二一名

これらの募集請負人＝納屋親方は、三池炭鉱の確立期前後に囚人労働と共に退潮する。「明治三十四年九月坑夫募集受負人杉野忠七募集契約満期ニ付其名儀ヲ解除シ坑夫取締トシテ月手当二十五円ヲ給与シ、四年間雇入レ、其所属坑夫百三十七名ハ明治三十四年十一月一日全部譲受ケ直轄坑夫トス」<sup>(8)</sup>とあることはそれを物語っている。

その後、一九〇八年（明治四一）年一〇月、北田佐平治を最後として、募集受負人制度は廃止された。この制度の廃止は

囚人労働の比重低下とともに、労働力確保にとって大きな問題であった。これにかわるものとして、会社職員の単なる募集のみを担当する募集人ないしは募集嘱託人が登場する。

囚人労働、納屋労働にかわって、直轄坑夫が中心となつたのは一九〇〇年代中ごろ以後のことである。

これより先、一八九四年（明治二七）年六月、三池炭鉱総務課坑夫係より次のような稟議書が提出されている。<sup>(9)</sup>

新タニ募集坑夫ハ一時直轄賄ヲ以テ日雇賃ヲ給シ使用ノ儀稟議

本荷	九合荷	三十五等日雇	拾時間賃	金八錢
八合荷	七合荷	三十六 "	"	七"

六合荷 五合荷 三十七〃〃 六〃

右ハ今般直轄坑夫減員ニ付新タニ募集候處何分手馴レザル事業故採炭賃ニテハ稼業永続ノ見込無御座候条直轄賃ヲ以テ前記ノ日雇賃ヲ給シ一ヶ月乃至二ヶ月間使用候得ハ慚々手馴レ永続候様被存候間御許可相成候様致度此段異議候也。

以上の史料からうかがえるように直轄坑夫の有利性の認識から、その方向を追求していたと考えられる。一八九〇年代後半には石炭市場が好況を示し、三池炭鉱の発展の中から、新たな労働力の補給・確保が課題となつた。こうしたなかから、一つは家族持坑夫の優遇策をととのえ、労働力の量の確保と労働者の居付を定着をはかった。<sup>(10)</sup>

從来新募集坑夫ハ概シテ未熟ノ者勝ニシテ採炭ハ勿論日雇モ最初六十日間ハ衣食雜費ニ足ルベキ賃錢ヲ得ル能ハズ殊ニ妻子拂帶者ノ如キハ非常ノ困難ニ陥リ、遂ニハ逃亡スルモノ不得止ニ至レリ、事業上勞不得策ニ付自今新募集坑夫着山ノ当日ヨリ六十日間ハ別表ノ通り四種ニ区別シ、特別御手当金支給（中略）

新募坑夫手当金給与表（単位厘一筆者）

採炭夫		（到着即時 給与）		（到着翌日ヨリ二十九日 間分出役日数ニ付一日）		（後三十日間出役 日数ニ付一日）	
採炭夫	（家族持 单身）	三〇〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
坑内日雇夫	（家族持 单身）	三〇〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
		五〇					

右の史料は、一九〇八年（明治三十二年）ものであるが、ほぼ前の指摘をうかがいしことができる。しかしこの給与表は、翌一九〇九年にすぐまた増額されるほど、募集は順調ではなかった。こうした状況から、事務長山田直矢から本店にあてた「手紙」（一九〇九年のもの）のなかに次のような認識が生じる。その一つは「採炭夫募集ノ困難ナル事ニ賃銭ニ可有之トノ御意見一應最ニ存候得共増賃ノ事ハ一回実行スレバ再び減賃センコト非常ニ六ヶ敷」く、「採炭夫有り余ル様相成候テモ今更減賃ノ事ハ容易ニ行ハレズ」というものである。募集困難→増賃のかかえている問題の経営に対

する不安定性についての指摘である。こうした認識から労働者の差別支配が生じるのである。さらにもう一つは「是迄応募集來リ候モノノ内土百姓ニシテ世に慣レザルモノハ足ヲ止メ候工共少シク世慣レタル者ハ皆逃走ヲ企テ甚シキニ至リテハ、今夕來リテ明朝ハ既ニ逃走シタルモノモ多々有之。斯クテハ、到底募集ノ目的ヲ達スル能ハザル次第ニ付、世慣レザルモノノ外ハ断然募集セザル事ニ致申候」<sup>(12)</sup>というものである。「世慣レザルモノ」は定着し、「世慣レタルモノ」は移動がはげしいという状況から、前者を重視するというものである。しかし、「世慣レタルモノ」は一応技術獲得者であるが、「世慣レザルモノ」<sup>(13)</sup>ハ土百姓に対するては、技術を必要としない単純労働、すなわち、基軸部門以外の労働に従事させるか、又は一部の技術教育をはかることによって、基軸部門の労働者に仕立てあげたわけである。

二においてふれたように一九〇〇年代中ごろの三池炭鉱の確立以後、排水汽罐、電動エンドレスロープ、柱引採炭の導入により、こうした機械化にみあつた賃労働の創出が重要な課題になつた。その際にとられた方法として、直轄坑夫制が考えられる。この制度の背景には、「大浦ノ採炭夫ノ如キハ現今ノ賃錢ニ甘ンジテ十分ニ出役致居候次第ニ付当礦ニテハ可成丈此実例ニ基キ土百姓ヲ募集シテ土着採炭夫ヲ作ル方針ヲ取ル方得策ト存候」<sup>(14)</sup>という周辺農民を採炭夫として育成することが考えられた。採炭夫を中心とした坑夫は、会社の直轄の坑夫として募集された。その規則となるものは次のようなものであった。

### 三井三池炭礦直轄契約坑夫募集須知

- 一、契約坑夫ハ男女共身体強健品行方正（飲酒ニ耽り賭博ヲナシ又ハ争闘ヲナシ其他文身ナキモノ）採運炭ノ業ニ適スルモノトス
- 一、坑夫契約年限ハ満一ヶ年以上トシ各自元引受人連署契約ヲナサシムモノトス
- 一、契約坑夫ハ期限内ト雖近親ノ疾病其他止ムヲ得ザル事故ノ為メ帰郷ヲ申出タル場合ハ之ヲ許容スルコトアルベシ
- 一、新募契約坑夫ニハ着坑ノ日ヨリ向フ三日間ノ賄料ハ無代償ニテ給与ス
- 契約坑夫ノ賄料ハ一日男十六錢、女十三錢トス

家族携帯自炊者ニハ日本白米一升ニ付代金九錢八厘、五ヶ年以後契約継続者ニハ白米一升ニ付七錢八厘ニテ壳勘場ヨリ供給シ時価其以下ナルトキハ実価ニ依リ供給ス

尚味噌醤油其他日用品モ時価ヲ以テ供給ス

契約坑夫ハ食料及日用品一切ヲ稼賃錢簿ノ金額ヲ限度トシ壳勘場ヨリ受取ルコトヲ得

契約坑夫家族携帶者ニシテ寝具炊具ヲ自弁シ得ル者ニハ納屋一室ヲ、独身者ニハ合宿納屋ヲ無料ニテ貸与ス

但家族携帶者ト雖寝具炊具ヲ自弁シ能ハザルカ又期間ナキ時ハ当分合宿セシム

一、契約坑夫ニシテ納屋一室ヲ貸渡シタル者ニハ衛生費トシテ毎月金十五錢ヲ稼賃ノ内ヨリ引去ルベシ其他ノ諸係金ハ總テ会社ノ

負担トス

但一家族契約者數人アルトキハ其主ナルモノ一人ニ限り徵収ス

一、稼業用器具消耗品等ハ坑夫ノ自弁トシ必要ニ応ジ供給ス、其代金ハ稼業質ノ内ヨリ漸次払入レシムルモノトス  
合宿納屋合宿者ノ寝具及食器ハ無料トス

稼業質ノ計算ハ毎月二回トス

一、稼業時間ハ昼夜ヲ二方ニ区別シ一方各十二時間以内トス

一、稼業質ハ先山后山ニ二種ニ区別シ且其稼業ノ程度ニヨリ等差アリト雖平均額ハ概要左ノ割合ニ相当ス

先山金七十錢内外、但一函（七百五十斤）採掘質五錢ノ一方ノ稼賃ヲ平均シタルモノ

后山金四十五錢内外但一函ニ間以内四錢五厘以上十二間ニ五厘増シノ一日稼賃ヲ平均シタルモノ

一、契約坑夫ハ一ヶ月ヲ上十五日、下十五日ノ二期ニ分チ毎期十日以上勤続セシ者ニハ一期ニ付左ノ通り賞与ス

八合荷以上ノ者ニシテ十日以上勤続セシ者ニハ 金六十錢以上金二円五十錢迄

七合荷以下ノ者ニシテ十日以上勤続セシ者ニハ 金四十錢以上金二円八十錢迄

一、契約坑夫中八合荷以上ノ者ニシテ一期ノ出炭百十函以上ナルトキ又七合荷以下ノ者ニシテ一期ノ出炭七十函以上ナルトキハ前者ハ金八拾錢ヨリ一円迄、後者ハ金五十錢ヨリ七拾錢迄ヲ各三等ニ区別シ前項以外ニ賞与ス

一、勤続者年末賞与ハ別ニ規定アリ

一、契約坑夫疾病ノトキハ無代価ニテ施薬治療ス

## 1900～1910年代の三池炭鉱（橋本）

一、契約坑夫応募者ハ申込ノ際可成戸籍謄本又ハ抄本ヲ携帯スベシ

明治三八年六月

この中で重要な点をいくつか指摘しておきたい。第一は直轄坑夫は「採運炭ノ業ニ適スルモノ」とされていたことである。前に述べたように、会社直轄の坑夫を採用し、採運炭夫として教育し、坑内の基軸部門を担当させたわけである。ここに直轄坑夫制の重要な役割があつたと考えられる。第二にそれらの直轄坑夫の、採用後の生活に多くの配慮をしていることである。この点も「土着採炭夫ヲ得」るという認識の具体化としてみておく必要がある。第三は「契約坑夫ハ可成夫婦者、若クハ家族持ノ者ヲ募集ス」とある点である。これは坑夫の定着をねらったものといえるが、同時に坑夫の妻および家族の労働力もあわせて期待していたわけである。このことは、後に坑夫の賃金を見る時にも指摘するが、坑夫単独では生活できない賃金であったとみることもできる。また、以上をつうじて三池炭鉱における労働者家族の形成、さらに教育のところでふれるが「親ゆずりのプロレタリアート」の登場の伏線ともなっていることもあわせて指摘しておきたい。

以上の直轄坑夫制によつて、直接生産者に対する規定は、一応形をととのえたと考える。これとならんに重要なものは同じ一九〇五年（明治三八年）年に制定された「三池炭礦坑夫募集規則」である。その全文を次にかかげておこう。<sup>(15)</sup>

### 三池炭礦坑夫募集規則

- 第一条 当礦坑夫募集ノ為メ嘱托員ヲ置ク
- 第二条 募集上極要ノ地ニ募集員ヲ置ク
- 第三条 嘴托員ニハ毎月一定ノ報酬ヲ支給ス
- 第四条 募集員ニハ募集坑夫一人ニ付募集料金一円ヲ支給ス

第五条 募集員ニ於テ周旋人ヲ置キタルトキハ其住所職業年令氏名ヲ當礦ニ報告すべシ

前項ノ場合周旋人ノ手当ハ募集員ニ於テ弁ズベキモノトス

第六条 募集員ハ履歴ノ概要、現業ノ種類、信用ノ程度ヲ調査シタル上之ヲ選定ス

第七条 嘱托員ニハ募集資金二百円ヲ限リ前貸スルコトヲ得

第八条 募集員ニハ五円以上拾五円ヲ限り募集料ノ前貸ヲナスコトヲ得

第九条 募集員ニハ三井三池炭礦坑夫募集所ノ招牌ヲ掲ケシム

招牌ハ凡ソ幅一尺堅五尺トシ製造費ハ別ニ之ヲ支給ス

第十一条 募集員中成績良好ナル者ニハ賞与ヲ支給ス

第十二条 嘱托員又ハ募集員ニ於テ募集坑夫ヲ當礦ニ送致スル時ハ坑夫ノ姓名、年齢、原籍及職業等ヲ記載セル書状ヲ持參セシム

ベシ

但三名何上一時ニ送致スルトキハ其必要ニ応ジ宰領者ヲ附スルコトヲ得

此ノ場合ハ宰領者ニ第十五条ノ旅費ノ外日當一日金五十錢ヲ支給ス

第十三条 坑夫其郷里ニ於ケル農繁ノ時期ニハ希望ニ依リ期限ヲ定メ便宜ヲ与ヘテ帰郷ヲ許スコトヲ得

坑夫若クハ其他ノ者ニシテ當礦ノ許可ヲ受ケ其親戚知人ヲ紹介シ三十方稼働シタルトキ紹介者又ハ募集員ニ左ノ賞与ヲ  
支給ス

一 単身稼働者ニ就テハ  
一家族ヲ有スル者若クハ夫婦者ニ就テハ稼働者一人ニ付 金一円五十錢

第十四条 募集ノ為メ坑夫ヲ出張セシメタルトキハ坑夫旅費規則ニ拠リ旅費ヲ給スルノ外賃錢補給トシテ一日金七十錢ヲ給与ス

第十五条 募集若クハ被紹介坑夫ノ旅費ハ汽車、汽船、宿泊料等最低ノ額ニ依リ実費ヲ給与ス

炊具、寝具等必要品ノ運賃ハ其證明書アルモノニ限り実費ヲ給与ス

第十六条 坑夫ノ家族中非稼働者ノ旅費ハ止ムヲ得ザルモノニ限り前条規程以内ニ於テ之ヲ貸与シ其食料ハ着後三日間一人ニ付一  
日金拾錢迄ヲ貸与スルコトヲ得

坑夫、炊具、寝具等ヲ持參セザル者ニハ必要ノ物品ニ限り当初一回之レヲ貸与スルコトヲ得

前項貸与品ノ代金及非稼働家族ノ旅費食料等ハ合算シテ賃錢支払毎ニ現金渡高ノ五分ノ一ヲ限り控除ス

附 則

第十七条 募集員若クハ坑夫ニ非ル者ニシテ當礦ノ承認ヲ受ケ臨時ニ坑夫ヲ周旋シタルトキハ本則ニ準拠シテ取扱フコトヲ得  
第十八条 第八条ノ前貸証書様式左ノ如シ

証 書

一金 円也

右ノ金員坑夫募集料引当借用仕候ニ付テハ精々坑夫ヲ募集シ貴礦ニ御送リ可申候万一拙者ニ於テ坑夫ヲ募入セザルカ  
又ハ貴礦ノ御都合ニヨリ募集員タルコトヲ罷ムル場合ニハ前記ノ金員無効返納可致候後日ノ為メ証書仍テ如件

住所（成ルベク職業記入）  
氏名（印）

年月日 募集員

三池炭礦社御中

明治三十八年十二月一日

このうち第一条、第二条において、坑夫募集のために各地に嘱託員の配置について規定がなされている。第二条にみられる「募集上枢要ノ地」とは、次の第六表からうかがうことができる。史料がとぼしく、この年次のみで、しかも採運炭夫しかしりえない。これによると、出身坑夫の「枢要ノ地」は九州各県及び中国・四国である。なかでも地元の熊本・福岡が大半をしめている。職種別の史料は、一九二五（大正十四）年のものが最もふるいものである。それは次の第七表である。いずれにしても一九〇〇年代以後には少くとも募集地域が、表中の各地域に限られていたことがわかる。出身階層の史料があれば、もう少し深く検討できるが、その史料は今のところみあたらない。

その他の条項はいずれも募集人に対する規定である。第一三条からここでも家族持の優遇を指摘することができる。<sup>16)</sup>

以上二つの史料から、一九〇五（明治三八）年には募集機構が完成したとみてさしつかえない。

第6表 採運炭夫出身地調

出身県	1901年 上季	同 下季	1902年 上季	1917年 末	1922年 末
福岡	584人	721人	896人	1,209人	791人
熊本	550	591	1,174	2,196	1,877
賀崎	{ 48	{ 57	{ 71	136	61
分崎	19	43	54	55	46
大宮	13	23	33	118	93
鹿児島	7	61	63	224	258
(九州計)	1,221	1,496	2,304	4,352	3,675
島	9	—	15	256	147
山	31	—	23	19	40
媛	11	—	28	84	62
知	—	—	—	10	22
他	76	143	119	91	250
(小計)	127	143	185	460	421
繩	—	—	—	8	245
総	1,348	1,639	2,489	4,820	4,341

出典) 「三池鉱業所沿革史」第7巻(労務課1)83ページ

### 3 炭鉱労働者の存在形態

坑夫の労働条件を考えるために、まず「鉱夫雇傭労役規則」(一九〇五年)をかけ、その検討をすることからはじめたい。

#### 鉱夫雇傭労役規則

(明治三十八年十一月一日福岡鉱山監督署長許可)

#### 第一条 鉱夫トハ左ノ労役者ヲ云フ

##### 一、採鉱夫

##### 二、支柱夫

##### 三、運搬夫

##### 四、選鉱夫

##### 五、火夫

##### 六、職工

##### 七、雜夫

但シ支柱夫以下ノ鉱夫ハ之ヲ四等ニ分チ七十五錢以上ヲ一等五十錢以上ヲ二等三十錢以上ヲ三等三十錢以下ヲ四等トス  
鉱夫ハ満十二歳以上身体強健品行方正ニシテ労役ニ適スト認ムル者ニ限リ雇入ヲナス

就業時間ハ一日十二時間以内トシ交替ハ一昼夜二役以上ニ分チ之ヲ行フ

婦女及十四歳未満ノ鉱夫ノ使役ハ運搬運鉱及雜役ニ限ル

左ニ掲クル日ヲ以テ休業日トス但シ業務ノ都合ニ依リ休業日ノ繰替ヲナシ又ハ臨時休業ヲ為サシムルコトアルヘシ  
一、一月一日、二日、三日

## 1900～1910年代の三池炭鉱（橋本）

### 二、紀元節 三、天長節

第七条 鉱夫左記各号ノ一二当ルトキハ解雇ス但シ四号乃至六号ノ一二当ルトキハ二週間前ニ予告

スルヲ要ス

一、輕罪以上ノ刑ニ処セラレタルトキ  
二、規則又ハ命令ヲ遵守セサルトキ

三、怠惰粗暴又ハ不正ノ行為アリタルトキ

四、鉱業廃止ノトキ

五、身体虛弱傷痍疾病其他業務ニ堪ヘスト認

メタルトキ

六、業務ノ都合ニ依リ減員スルトキ

第八条 勤勉衆ニ超ヘ又ハ特ニ功劳アル者ニハ臨時賞与ヲ給スルコトアルヘン

第九条 数年勤続シ平素勤勉ニシテ特別ノ勤労アリト認メタル者ニハ功劳手当ヲ支給スルコトアルヘシ

第十一条 諸事又ハ懈怠ニ因リ規則命令ニ違背シ其他業務上不正ノ行為アリタルモノハ情状ニ依リ就役ヲ停止シ又ハ減給スルコトアルヘシ

第十二条 故意又ハ過失ニ依リ當鉱山ニ損害ヲ及ホシタルトキハ賠償セシムルモノトス

第一条にみられる鉱夫（坑夫）のうち、支柱夫とは、坑内において、採炭を確保する重要な職種の一つである。とにかく、切羽における天井の落盤を防ぐために、支柱を備えつけることは高度な技術を要し、採炭夫とほとんど同じほどの役割をもっている。三池炭鉱で、一九二〇年代になると一時採炭夫が支柱夫をかねる時期もあったほど両者は不可分であつた。

第7表 坑夫の出身地(1925年)

出身県	採運炭夫	坑内職 工日雇	坑外職 工日雇
福岡	726人	2,173人	2,159人
熊本	2,209	2,040	1,299
大分	77	121	66
宮崎	62	80	60
鹿児島	76	63	18
(九州計)	430	98	24
島根	452	195	56
広島	4,032	4,770	3,687
山口	78	56	18
愛媛	42	27	6
高知	62	38	7
その他	28	17	7
(小計)	91	110	31
沖縄	301	248	69
総計	198	50	5
	4,531	5,068	3,756

出典)「三池鉱業所沿革史」第7巻  
(労務課1) 83ページ

第8表 坑夫平均所得賃金

	1906年		1907年		1908年		1914年		1917年	
	上季	下季								
採炭夫 所得	597	583	632	792	780	778	823	807	855	925
	100	98	106	122	131	130	138	135	143	155
坑内外 職工日雇	393	393	411	473	493	504	525	535	598	643
	100	100	105	120	125	128	134	136	152	164

出典) 「三池鉱業所沿革史」第7巻(労務課3) 1,448ページ (所得の単位は厘)

第9表 労働者の賃金比較  
(1908年)

	日給
三池炭鉱採炭夫	78銭
” 職工日雇	50
海軍工廠職工	68
三菱長崎造船所	60
八幡製鐵職工	64
日雇人夫	53

出典) 「三池鉱業所沿革史」

第7巻(労務課3)

1,448ページ

注) 海軍工廠以下は兵藤釗

著『日本における労使

関係の展開』312~315

ページから作成

第三条に第一条とともに賃金についての規定がある。三池炭鉱における坑夫の平均所得は上の第八表をみてみよう。明治期の史料はとぼしいため、くわしくは論することができないが、第八表を検討すると、まず採炭夫、坑内外職工日雇それぞれわずかずつではあるが、所得は増加傾向にあることがわかる。しかし、両者の間には、かなりの賃金の格差がみられる。この三池炭鉱坑夫の賃金格差の意味を考えるために、同時期の重工業の大経営における労働者、および日雇人夫の賃金と比較をしたのが次の第九表である。まず、三池炭鉱採炭夫の賃金は、同時期の重工業の大経営労働者との比較して、かなり高い水準を示していたこと<sup>(18)</sup>がわかる。兵藤氏の最近の研究によると、この時期の重工業大経営労働者は「都市下層社会」リストラム的賃金・生活条件から離脱を開始しているが、しかしこの賃金のみでは家族生活はまだ成り立たず、妻子の補給（内職など）を必要としていた。三池炭鉱採炭夫の賃金は、相対的には大経営労働者の賃金を上まわっている。三池炭鉱採炭夫の賃金は、相対的には大経営労働者の賃金を上まわっている。

すなわち、夫婦による労働者が望まれたことは、

たが、妻子の収入を必要

としていた点ではかわりはない。このようにみれば三池炭鉱で、家族持労働者

働＝収入によってしか一定の生活水準が確保できないことの表現でもあつたわけである。

一方、三池炭鉱職工日雇は、完全に重工業大経営労働者以下である。さらに、『日本の下層社会』の中で横山源之助が、都市の下層社会の典型とした日雇人夫の賃金と比較しても、それ以下であることがわかる。三池炭鉱においては、採炭夫を中心とした基軸部門労働者以外は、この職工日雇に代表されるように、スラム的な生活条件のもとにあつたと考えられる。

以上から、最初にみた三池炭鉱における採炭夫と職工日雇との賃金格差は、具体的には前者が重工業大経営労働者以上であつたのに対し、後者はスラム以下の賃金であつたとすることができる。

次に第四条にみられる労働時間についてである。この規定にもとづいて、いずれの職種も、坑内外を問わず一二二時間労働であった。一九〇八（明治四〇）年、万田坑採運炭夫を三交替制、八時間勤務にしたのをはじめとして、以後、各坑の採運炭夫は八時間労働に移行した。これは、一つには採運炭夫の労働の強度にもよるが、他方、「三交替制ニ改メ出炭能率ヲ挙ヶ<sup>(19)</sup>」たという労働者側の問題もあつた。ともかく、採運炭夫が八時間労働を確保したことによつて「近代的」プロレタリアートとして成長する客観的条件をえたことは疑いをいれない。

一方、雑夫を中心に、一方半宛連役（一八時間労働）といふ、非人間的な労働時間も事実存在した。ここにも、両者の間に労働条件の大きなへだたりを指摘することができる。

以上、賃金・労働時間を中心に三池炭鉱の坑夫の労働条件をみてきた。三池炭鉱の労働者は、労働条件の面から大きく二つの部分に分けて考えることができる。

一つは、採炭夫を中心とした労働者で、この段階で賃金・労働時間において一応「近代的」プロレタリアートとしての客観条件をそなえていた。もう一つは雑夫、職工日雇を中心にまだ残存する囚人労働も含めたスラム以下の生活を強

第10表 三池炭鉱労働力数別構成

	1892年	1897年	1902年	1907年	1912年	1916年
採炭夫	28,622人	26,519人	44,867人	62,190人	89,608人	93,355人
支柱夫	2,505	3,727	5,642	7,845	6,703	12,677
坑内運搬夫	6,803	9,199	21,690	23,764	43,007	1,078
坑外運搬夫	34	0	3,595	4,367	5,222	5,240
坑内雜夫	17,253	33,349	35,787	30,409	50,759	49,914
撰炭夫	0	0	4,507	7,649	8,590	5,541
運転手夫	2,152	6,247	7,771	9,352	12,877	23,175
火夫	2,486	13,782	9,544	6,081	7,817	8,044
坑外雜夫	240	62	5,974	8,151	9,052	11,706
諸職工	2,110	2,800	11,731	11,327	15,202	15,405
その他	552	174	3,490	10,825	12,399	18,690
合計	62,657	96,579	154,595	181,960	261,236	288,125
内囚人	6,331	10,177	18,714	25,344	20,331	18,143

出典) 「三池鉱業所沿革史」第3巻(採鉱課3)付表 (注)各年12月1ヶ月間の実働者総数

いられる労働者群である。その労働力構成は、充分な資料がえられないが次のようなものである。

第一〇表は原資料をもとに整理したものである。各年次の構成の変化を追うことはここで課題ではないが、一応、構成にめだた変化はないとしてよからう。前の課題と関連させて、一九〇七年の史料を加工したものが、次の第一一表である。この表から推察して、採炭夫を中心とした基軸部門の労働者は全体の四・五割、雜夫を中心としたスラム以下の労働者は二・三割という比率になる。この数字の中には、囚人労働(一九〇七年

第11表 労働力構成(1907年12月末現在)

	人員	%
採炭夫	2073	34
支柱夫	262	4
運搬夫	938	16
火夫	203	3
運転夫	312	5
撰炭夫	255	4
諸職工	378	6
雜夫	1285	21
その他日雇	361	6
合計	6067	100

出典) 「三池鉱業所沿革史」第3巻(採鉱課3)付表

を例にとると全体の一割強をしめていた)をも含めている。後者については、与論人夫を中心として周辺の流出貧農がその多くをしめ、いわば「半隸奴」的労働として存在していた。この点について、細部の分析は別稿にゆずりたい。  
前者については、一応「近代的」プロレタリアートとしての客観条件をもつていたわけで、それとの関連で、以下そうした坑夫の定着していく過程と坑夫の教育についてふれることとする。

#### 4 坑夫の定着

##### (1) 売勘場制度

売勘場制度の必要性について、「三池炭鉱業所沿革史」は以下のように整理している。<sup>(20)</sup>

凡ソ鉱山ハ山間僻輒ノ地ニ偏在シ、諸物資ヲ得ルノ便益ヲ欠クモノ多キガ故ニ之ニ從事セル從業坑夫等ハ

(1) 所在ノ商人ヨリ見スく高価ノ物品ヲ売り付ケラレ

(2) 衛生上有害ノモノヲ購入スルノ余議ナキニ至ルベク

(3) 稼働ニ必要ナル器具等ヲ速力ニ手ニ入ル、事難キガ為メニ從業スル能ハズ生計ニ窮スルガ如キ事アルベシ

又經營者ヨリ見ル時ハ

(1) 鉱山労働ハ普通一般ニ嫌惡セラル、事甚シク、從テ其募集雇入ニモ不勤労カト費用ヲ要スルガ故ニ、一刻モ早ク稼働ニ從

事セシムルヲ要スペク、依テ其生計稼働ニ要スル物質ヲ迅速且格安ニ供給スルノ緊要ナル事明カナリ(中略)

(3) 労銀ノ日払ヲナス所ニ於テハ、日々多額ノ流通資金ヲ要スルニ比シテ、物品ヲ以テ賃金内渡ヲナス時ハ其物品ノ仕入代金ハ延勘定トナシテ資金逼迫ヲ緩和シ得ルノ利アリ(後略)

右の史料から炭鉱の地理的条件とともに、坑夫対策として、この売勘場制度が大きな役割を示していることを指摘しうる。「坑夫取扱規則」<sup>(21)</sup>の第一一条には、「本坑便宜ノ地ニ売物店ヲ開キ、本社定雇坑夫ニ限」つて「物品ヲ廉価ニニ賣渡スベシ」と規定されている。この条項にあるように、売勘場の対象として、はつきり定雇坑夫をあげていることも注目しておく必要がある。前にみた直轄坑夫の募集規則の中にも、契約坑夫(直轄坑夫をさす)の家族携帯者に対し、

売勘場の役割を強調している。

もともと、こうした売店制度（九州の炭鉱では広く売勘場といわれていたようである）は各炭鉱にみられたもので、その内容の充実の度合が実際の坑夫募集の際のポイントになつた。したがつて、坑夫の三池炭鉱への定着を考える場合、その内容の充実度をも含めて検討しておかなければならぬ。

売勘場制度の創設については明らかではないが、三井への払下げ前後に三池囚徒保護会（三池集治監の囚徒及赦免後もひきつづいている者の保護・指導のために組織された互助会的なもの）の事業として、売勘場に類似の施設があつたといわれる。それは一八九一（明治二十四）年頃から整備をすすめ、その後売物店と称して大浦坑傍焼石に店舗を設けた。その当初の取扱品目は「僅カニ米、味噌、醤油、酒、梅干ノ類ニ過ギ」<sup>(22)</sup>ない小規模のものであつた。すでにこの段階では後にみる様に売勘場制度の中で米の廉売制は、重要な位置をしめはじめていた。このことは「明治卅二年一月ニハ米価下落、特ニ著シカリシ為メニ、売物店ヘノ買入甚シク減少」<sup>(23)</sup>したことからもわかる。その結果三池炭鉱内部に売物店の廢止の意見が生じたが、討議のすえ逆に売物店の強化がはかれることとなつた。一丁玉・七浦・三坑下及大浦に三つの支店が増設され、米以外の日用品の取扱をやすこととなつた。この時期に、売物店を九州特有の売勘場と改称したのである。

### 一九〇二（明治三十五）年六月には、次に掲げる様な取扱品目を持つ大規模なものとなつた。<sup>(24)</sup>

これらはいずれも、坑内労働に必要な器具というより日用品が中心で、のちに、カンテラ、のみ、ゴム底、足袋などの追加がなされる。

こうした廉売品のなかで、最も大きな意味をもつっていたのは米であった。

三池炭鉱においては、払い下げ時から、「三等米ヲ稼働者ノ出役方數ニ応ジ給与スル制度」<sup>(25)</sup>があつた。その制度が進んで、「初ハ单ニ一種ニシテ定約米（又ハ方米）ト称シ、代価ハ採炭夫及其他諸職工日雇同様ニ一升金七錢八厘」<sup>(26)</sup>の安

1900～1910年代の三池炭鉱（橋本）

1升	142厘
" "	138"
" "	120"
" "	112"
" "	290"
" "	80"
" "	30"
" "	28
" "	40
" "	48"
" "	210"
" "	170"
" "	120"
" "	40"
" "	15"
" "	44"
" "	20"
" "	150"
" "	7"
" "	265"
" "	102"
" "	10"
" "	20"
" "	10"
" "	40"
1升ケ袋	190"

白米  
米酒油噌物干ン(上)(中)(下)拭綿紺  
一等  
二三搗清醤味漬梅石刻木  
手晒纖薪魚大糸燈草巻" 担鍬

価で売渡された。これは一八九七（明治三〇）年に改正されて「定約職工日雇等（採運炭夫ヲ除ク）ニシテ一時間ノ賃  
銭一錢六厘以上ノモノニハ其出役一日ニ付一升又一錢六厘未満ノモノニハ同六合ヅツノ割合ヲ以テ売渡ス、精米代価ハ  
一升ニ付金九錢八厘トス、定約採炭夫、運炭夫ニハ満十六才以上ノ者ニハ出役一日ニ付一升、又十六才以下ノモノニハ  
同六合ヅツノ割合ヲ以テ売渡ス、コノ精米代価ハ現在通り一升ニ付七錢八厘<sup>22</sup>」とある様に、採運炭夫にとくに金額の面  
などで優遇処置がなされた。この時期の通常の壳勘場での三等米代価は一升に付一二錢であったから、その六割の代金  
であったわけである。以上の定約米は「出役方数」および「出役一日ニ付」とあるように、坑夫の定着の役割をはたす  
とともに出役奨励の役割も同時にもつっていたと考えられる。

どこの炭鉱・鉱山でも同様であるが、坑夫の出役奨励は重要な問題であった。三池炭鉱でも坑夫は、三日に一日の割  
合で休むという傾向が強かつたといわれている。第一二表はそのことをよく示している。残念ながら一九〇〇年代の資  
料はとぼしいが出役率は六割前後であったことはほぼまちがいない。

出役奨励は、通例、賞与などの増賃という方法でおこなわれる。一八九九年の採運炭夫の「出役奨励及勤務勉励ノ為  
メ増金ノ裏議」によると次のとくである。

第12表 坑夫の出役率

	出役率
1905年	64.0%
1911	63.2
1913	65.7
1915	61.4
1917	57.4

出典)「三池鉱業所沿革史」  
第3巻(労務課3)  
1,415ページ

又石炭の好況時、例えば日露戦争等には「日露開戦ニ当リ鉱夫出役奨励ノ趣旨ニ依リ鉱夫時特別契約規程ヲ制定シ鉱夫移動防止、出役奨励賞与金ヲ支絶」<sup>(30)</sup>するというような方法をとった。

また時期的には少しおくれるが、採炭夫の賃金と出役奨励による賞与との比較は次の第一三表よりみることができる。賞与は年毎にかなり大きく変動しているが、おおよそ、賃金の一〇一割というかなり大きな比重をしめていたことがわかるのである。

このような賃金にあらわれてくる出役奨励は、主に好成績な坑夫に対して与えられ、表彰の意味をもつていていた。これに対し、日常的に広範な坑夫に対してかけられた出役奨励の意味を、定約米がはたしていたわけである。

一九〇七(明治四〇)年にはさらに内容が改正されて次のようなものとなつた。

採炭夫及運炭夫ニシテ定約後一ヶ年ヲ経過シタル時ハ、左ノ代価ヲ以テ精米ヲ売渡ス

満一ヶ年以上ノモノ 一升 九銭

" 三 " " 八  
" 五 " " 七

即チ、旧定約ヲ改メテ勤続年数ニ応ジテ価格ヲ異ニス、是レ後二年米ト通称セル所以ナリ。<sup>(30)</sup>

この一九〇七(明治四〇)年の改革の主旨は明らかに先の「出役奨励」から「坑夫ノ勤続確保」という所に移つたとみるべきである。勤続年数に応じて米価に差をつけているからである。勤続五年以上の坑夫の代価は一升七銭で、當時

## (ii)

## 社宅制度

社宅制度について考えるが、まず「納屋」との関連を「三池鉱業所沿革史」をつうじて、少しふれておこう。「三池ニ於ケル採鉱夫ハ当地方ノ志望者ノミデハ充足シキレナカツタノデ、多クコレヲ他府県ヨリ募集雇傭シテ居タ。従ツテ此等ニ対シテハ住居ヲ貸与スル必要上、各坑所ニ納屋ヲ設テ採炭夫ノ大部分ヲ収容」<sup>(33)</sup>していいたとしている。これが社宅として次第に整備されていったのである。史料の中に「納屋」の語がみられるが、社宅の呼称の最も古いものは官営時代から継承した坑夫小屋で、これが一九〇〇年代初めより「納屋」となる。この「納屋」はいわゆる納屋制下の納屋ではなく（三池の納屋制は一九〇〇年代初頭に崩壊しているので）、単に建物にあてられた呼称とみるべきである。しかし

第13表 採炭夫の平均所得

	賃金(指数)	賞与(指数)	賃金に対する割合
1914年	638 (100)	134 (100)	0.210
1915	583 (91)	117 (87)	0.201
1916	663 (104)	63 (48)	0.095
1917	837 (131)	119 (89)	0.142
1918	733 (115)	186 (139)	0.254

出典) 「三池鉱業所沿革史」第10巻(労務課4)附表

れる。

「此制度ハ我三池炭坑ノ一大特色トシテ世ニコレヲ誇リシ程ニ、其壳渡値ハ永代不動トシテ確守セラレ」<sup>(34)</sup>とあるように三池の特色として重視され、又事実米価の変動があつても一九二〇年代迄価格の変更をみなかつた。又坑夫が「来山スルヤ、米ノ飯ガ食ヘルトテ喜ビシモノナリ、芋栗ヲ常食トセル南九州ノ賤民ニトリテハ蓋シ尤ノ事」<sup>(35)</sup>とあるように、売勘場の存在というより、そこで米を安く自由にかうことが可能であることが、重要な募集に際する特典であった。以上、売勘場の規模の拡大・整備（一八九九年）、方米制度の確立（一九〇七年）という二点から考えて、一九〇〇年代の後半には売勘場制度による坑夫の定着のための機能は確立したと考えら

通常代価が十四銭前後であつたから、半額で米をうる優遇が与えられていたのである。

八八九（明治二二）年の坑夫納屋貸渡規則中には「納屋」の語があるように、必ずしも坑夫小屋が、单一に呼称されたわけではない。一九〇二（明治三五）年以後は「納屋」の呼称は一貫している。次いで一九一七（大正六）年庶務主管発の部通第二八二号ノ一に「従来労働者ヲ収容スル當礦所屬ノ建物ハ總テ納屋ト称シ來リ候處自今長屋ト称スルコトニ決定相成候」とあり、その理由として同第二八二号ノ二に「坑夫ノ品性ノ向上著シク彼等ノ自尊心モ亦高マリテ彼等ノ住居ヲ納屋ト称セルコトヲ嫌フ傾向アリ、募集上多少ノ関係アリテ（傍点は筆者）元來納屋ナルモノハ人間ノ居住スペキ建物ノ呼称ニハ無之」<sup>35)</sup> とあり、「納屋」を長屋と変更することとなつた。この長屋は一九二〇（大正九）年、社宅とさらに改称される。この社宅制度を以下、規模・内容・管理の面から分析し、その一応の確立した時期を確定してみる。

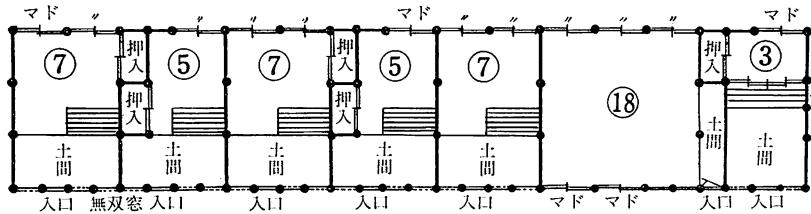
確立期以前の三池炭鉱は「納屋」に代表される単身者用の坑夫小屋で、一八九四（明治二七）年の史料でも、「當時ノ坑夫ノ三分ノ一ヲ収容スルニ過ギナカツタ」<sup>36)</sup> という程度のものであつた。この坑夫小屋はいずれも平屋で、一九〇〇（明治三三）年の勝立坑夫小屋の建築内容をみると「勝立納屋十戸建三棟、桁行十五間梁間二間半、木造平屋建瓦葺附属廁三棟 建坪三七坪五合」である。

一九〇三（明治三六）年の状況は次の第一四表からうかがうことができる。平均値をみるとおおよそ一棟七戸、一戸に付坑夫二人居住ということになる。この時期の全坑夫数は五千人前後であるから、居住坑夫はその三割程度で一八九〇年代と大きな変化はなかつたと考えてさしつかえない。

一八八九（明治二二）年建築の坑夫小屋は、次の第一図であるが、前の平均的規模をこの図からもうかがうことができる。この図は当時の坑夫小屋の代表であるが、これを見てもわかるように史料中の「戸」とは部屋と見るべきである。これらは、あきらかに単身者用の納屋制的な合宿所である。土間に次の第二図と比較してもわかるように炊事設備がなく、一八畳の大部屋がおかれていることなどから家族用の居住条件は考えられていなかつた。その意味からは、この

1900～1910年代の三池炭鉱（橋本）

第1図 1899年建築坑夫小屋



出典) 「三池鉱業所沿革史」第7巻(労務課10) 6,008ページ (注) ○内は畠数

第14表 各坑坑夫小屋数(1903年)

	棟数	戸数	居住坑夫
勝立坑	22	213	373
宮浦坑	24	180	529
大浦坑	29	97	196
七浦坑	16	176	153
万田坑	8	31	101
合計	99	697	1,342

出典) 「三池鉱業所沿革史」第7巻  
(労務課10) 5,892ページ

段階では、社宅としての本来の機能はまだはたしていなかつたと結論してさしつかえない。

その後、一九〇〇年代後半にいたって、前にみたように坑夫募集、とくに採運炭夫の家族持坑夫募集が進むなかで社宅の機能も変化せざるをえなくなつた。次の第一五表をみると各坑の社宅居住者のうち稼働者数と非稼働者数が合計でそれぞれ二千四百人と二千三百人でありほぼ同じ程度であることがわかる。また、女子労働が男子労働の約半数をしめていることから、家族持坑夫が次第に増加しているとみてさしつかえなかろう。

こうした状況のもとでつくられたのが、一九〇八年の七浦坑坑夫長屋である。その建築図は第二図である。六戸一間であるが、土間には炊事施設が付属されている。建築経費も同年の従来形式の坑夫小屋の場合坪当二円であったのに對し、二四円と割高で、それだけ施設の充実をはかつていたといえよう。

その後、「明治ノ中葉カラ大正ノ初期ニカケテノ坑夫納屋ハ総テ木造平屋デアツタガ、大正六年ニ至リ万田及三坑ニ初メテ木造二階建鉱夫長屋が建築」<sup>(38)</sup>されることとなつた。

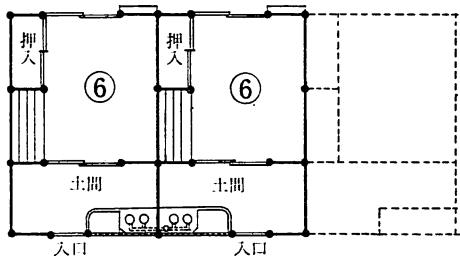
この二階建長屋は、いわゆる炭住といわれるもので、三池炭鉱の社宅の典型となつ

第15表 各坑坑夫小屋居住者（1906年）

	大浦	七浦	宮ノ浦	勝立	万田	合計
棟 数	18	21	30	28	42	139
戸 数	102	225	265	277	372	1,241
現住者	481	605	1,076	1,221	1,394	4,777
稼働者 {男女}	128 76	223 50	286 205	417 247	554 247	1,608 824
非稼働者 {男女}	137 140	107 225	244 341	248 345	248 345	967 1,378
畠 数	586.0	1,105.0	1,315.0	1,938.0	1,938.0	6,105.5

出典)「三池鉱業所沿革史」第7巻(労務課10)5,903ページ

第2図 1908年七建築浦坑坑夫長屋

出典)「三池鉱業所沿革史」第7巻(労務課10)  
6,015ページ

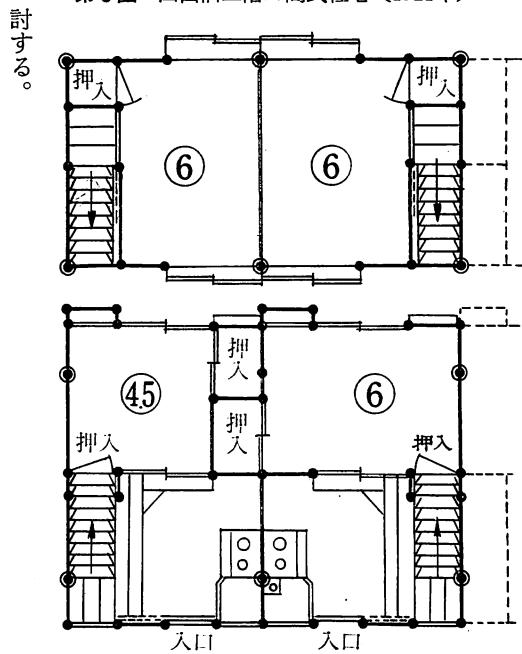
た。当時のものとしては、次の第三図がその形式の代表である。この二階建の坑夫長屋建築をもって、三池炭鉱の社宅制度は確立したと考えられる。したがつて、社宅制度の確立時期は一九〇八(明治四〇)年の七浦坑坑夫長屋から一九一七(大正六)年の二階建社宅建築の時期としてさしつかえない。

单身者用のいわゆる「納屋」形式の「飯場」も残存し、雜夫などを中心とした労働者群が、そこで強制的な生活をいとなんだ。また、与論人夫小屋は別に建築され、囚人労働とともに差別支配をうけたことも同時に指摘しておかなければならぬ。

以上の社宅の施設の充実とともに、その社宅の管理について次に若干ふれておきたい。

社宅管理にあたっては、一九〇一(明治三四)年、「坑夫小屋世話人服務心得」

第3図 四山旧二階二間式社宅（1921年）



出典) 「三池鉱業所沿革史」第七巻(労務課10)  
6,061ページ

および一九一三(大正)年の「坑夫長屋居住者心得」がその中心となっている。

まず管理者についてであるが、一八九八年に「小屋一棟又ハ數戸ニ世話人一人ヲ置ク」<sup>39</sup>とある。その世話人が管理者としての最初のもので、一九〇一(明治三十四)年に坑夫世話人となつた。当時の管理は各坑の坑夫取扱方が現場の管理者の中心で、その指揮のもとに坑夫小屋世話人が実際の管理にあたつた。  
「坑夫小屋世話人服務心得」<sup>40</sup>を次に掲げ、検討する。

第五	第四	第三	第二	第一	坑夫小屋世話人服務心得
坑夫小屋世話人ハ便宜小屋区内ニ居住シ坑夫取扱方ノ指揮ヲ受ケ諸般ノ取締ヲナスモノトス					
専ラ各室火ノ元及建物樹木等ノ保存又ハ衛生上ニ注意スルハ勿論他ノ炭山ヨリ坑夫誘引等ノ警戒ヲナスベシ					
坑夫ヲシテ各自室ノ内外ハ勿論床下廁圗等ヲ清潔ニシ且ツ予メ順番ヲ設ケ日曜日毎ニ溝渠ノ掃除ヲナサシムベシ但排水不良若クハ塵埃堆積汚臭不潔等ヲ見当リタルトキハ最寄ノ者ヲ誘導シテ直ニ掃除ヲ為サシムベシ					
毎朝坑夫取扱方事務所ニ出頭シ出勤簿ニ捺印スベシ若シ欠勤スルトキハ其旨申出ヅベシ					
坑夫ノ交代時間ハ勿論朝夕ノ出勤ヲ勧誘スベシ又欠役病氣等ノ人員ヲ取調べ坑夫取扱方へ報告スベシ					

第16表 坑夫世話人数

	1904年	1912年	1919年
	人	人	人
勝立坑	4	3	6
宮ノ浦坑	3	6	13
大ノ浦坑	2	2	6
七浦坑	2	4	5
万田坑	1	6	13
合計	12	22	53

出典)「三池鉱業所沿革史」第7卷(労務課10)付表

## 第六

常ニ坑夫ノ勤怠ニ注意シ若シ故ナク欠役スル者アルトキハ親切叮寧ニ勸誘就業セシムベシ若シ之ニ忘ゼザルトキハ坑夫取扱方ヘ申告スベシ

## 第七

坑夫小屋ニ於テ集合喧嘩スルモノアルヲ見当リタルトキハ町寧ニ説論ヲ加へ速ニ解散セシムベシ若シ之ニ従ハザルモノア

## 第八

ルトキハ坑夫取扱方ヘ申告スベシ

## 第九

坑夫及其ノ家族以外ノ者ハ坑夫小屋ヘ居住又ハ宿泊セシムルコトヲ禁ズ若シ不得止宿泊セシムルトキハ其住所氏名ヲ取扱シ坑夫取扱方ノ認可ヲ受クベシ

## 第十

坑夫帰郷又ハ旅行若ハ退役セントスル者ハ坑夫取扱方ヘ申出認可ヲ得セシム可シ

## 第十一

坑夫小屋ニ於テ非常ノ事故起リシトキハ直ニ坑夫取扱方ニ報知スベシ

明治三四年四月

第一にみられるように、坑夫世話人は小屋に居住し、直接、坑夫の管理にあたった。坑夫世話人の仕事は、各室の保存・衛生上の注意(第一)、坑夫誘引の警戒(第二)、坑夫の出役監視(第五)、坑夫の就業勧誘(第六)であつた。こうした内容からもわかる様に、坑夫取扱方—坑夫世話人の関係は、納屋制下の納屋親

方—小頭の関係に照應している。坑夫世話人の数は次の第一六表である。

この坑夫世話人は一九一八(大正七)年九月の万田坑暴動事件がおこって以後、社宅守衛とその名称をかえた。

次に管理される側の規則である「坑夫長屋居住者心得<sup>(1)</sup>」について検討しよう。

この心得を設定した理由は、「各坑ノ坑夫小屋ガ漸次拡張セラレルニ伴ツテ坑夫居住者ノ取締ヲナス必要ガアル処カラ」であつた。<sup>(2)</sup>

坑夫長屋居住者心得

1900～1910年代の三池炭鉱（橋本）

- 坑夫長屋ニ居住スル者ハ左ノ件ヲ心得ラルベシ若妾リニ之ヲ犯ストキハ長屋居住ヲ差止ムル事アルベシ  
一、各自ノ長屋ニハ仏壇ヲ設ケ朝夕祖先ノ礼拝ヲ怠ラザル様心掛ラルベシ  
一、役員其ノ他目上ノ人ニ対シテハ必ズ相当ノ敬礼ヲセラルベシ  
一、朋輩ノ間柄ト雖モ朝夕一杯ハ必ズ言葉ヲ交シ互ニ挨拶ヲセラルベシ  
一、毎日出役前事務所ヨリ出役ノ督励アルベシ其時刻ニハ何レモ在宅シテ督励ヲ受ケラルベシ  
一、長屋内外ハ常ニ掃除シテ清潔ヲ保チ塵埃其他食ヒ余リ物等ハ總テ一定ノ場所ニ棄テラルベシ  
一、便所下水溝ハ定メラレタル順番ニヨリ不潔ナラザル様掃除セラルベシ  
一、火ノ元ニハ別シテ注意シ苟モ粗忽ノ事アルベカラズ  
一、子供等ヲシテ長屋ノ壁又ハ板垣等ニ染書セシムベカラズ  
一、植付ケタル樹木ハ勿論長屋附近ニアル立木ハ大切ニ保護シ子供等ニモ折損セシムザル様注意セラルベシ  
一、妾リニ他人ノ山林ニ入り薪ヲ採取シ又ハ樹木ヲ折り取ルベカラズ  
一、菜園ヲ作ルニハ派出所ノ指図ヲ受ケ妾リニ土地ヲ開クベカラズ他人ノ開キタル菜園ヲ作り替ヘルモ同様ト心得相互ノ間ニテ譲  
リ渡シ杯セラルベカラズ  
一、長屋ノ裏手ヲ用フ為メ垣ヲ作ルハ差支ナシト雖モ其ノ作り方ニ就テハ派出所ノ指図ヲ受ケ且ツ構内ハ塵埃紙屑類ヲ散ラサルベ  
カラズ  
一、事務所ノ許シナクシテ多人数相集マリ飲食スベカラザルハ勿論近処合壁ニ妨トナルベキ楽器ヲ弄ビ又ハ高声杯ヲ發セラルベシ  
ラズ  
一、夜ハ九時頃ヨリ寝ニ就キ他人ノ家杯<sup>(ママ)</sup>ニ長居セラルベカラズ  
一、学校ニ遣ル子供等ハ勉メテ欠席サセヌ様セラルベシ  
一、現住者以外ノ者ハ宿泊セシムベカラズ已ムヲ得ズ宿泊セシムル時ハ派出所ニ届出ラルベシ  
一、現住者ニ異動ヲ生ジタル時ハ速ニ派出所ニ届出ラルベシ  
一、旅行ヲ為サントスル時ハ派出所ノ許ヲ受ケ旅券ヲ受ケラルベシ然ラザレバ途中ヨリ引戻サルゝ事アルベシ

一、採炭ニ從事シ得ザル家族ニシテ他ノ稼働ニ從事セントスルトキハ派出所ノ許ヲ受ケラルベシ  
一、長屋ニハ共同風呂場アリ坑内ニ行カヌ者ヲ入浴セシム風呂札ハ前以テ売勘場ヨリ買ヒ受ケ置ルベシ  
学校児童ト六才未満ノ小供ハ無料ナリ

一、如何ナル場合ニモ男女裸体ノ儘屋外ニ出デラルベカラズ

一、長屋内相互ノ間ニ於テハ物品売買金錢ノ貸借ヲ禁止ス止ムヲ得ザル場合ニハ派出所ノ許ヲ受ケラルベシ

一、賭ケ事及ビ講会ノ類ハ一切之ヲ禁止ス長屋外ノ催シト雖モ立触レラルベカラズ

一、爆發物及ビ刀劍ノ類ハ長屋内ニ置カルベカラズ

一、猫ノ外家畜類ハ長屋内ニ飼育セラルベカラズ

一、派出所ヨリ渡ス鑑札ナキ商人ヨリハ一切物ヲ買ハルベカラズ

以上ノ外別ニ定メラレタル規則又ハ時々ノ告示ヲ遵守スベキハ勿論不分リノ事柄ハ何ニ依ラズ派出所ニ承リ合ハセラルベシ  
但本心得中ノ願居等ハ總テ口頭ニテ差支ナキモノトス

補遺

一、長屋居住ヲ許サレタル者ハ可成速力ニ戸籍謄本ヲ派出所ニ差出サルベシ

一、冠婚葬祭ハ互ニ相助ケ合フベシト雖華美ニ流レ又ハ為ニ休業スル等ノ事無キ様心掛ラルベシ

大正二年五月

この心得は、全体として二八項目からなる居住者の禁止事項からなっている。その内訳は、管理面について二二一項目、出役督励について二項目、衛生面について二項目、礼儀について三項目である。管理といっても、日常生活のこまかい内容から、集会の禁止といった内容まで含んでいる。

以上、「坑夫世話人服務心得」、「坑夫長屋居住者心得」の制定で一応、三池炭鉱における坑夫の管理体制は一九一〇年代前半までには確立したと考えられる。

(iii)

### 坑夫の救済

坑夫の救済制度の良否は、坑夫の定着に大きな影響を与えていたと考える。救済制度については一九〇五(明治三八)年九月の「鉱夫扶助規則」<sup>(43)</sup>をつぎに掲げるが、救済のすべての事態をこれによって推測するわけには必ずしもないかない。この点については三池炭鉱の共済制度、共愛組合とも関連しており、別稿を用意しているので史料を掲げるにとどめる。

#### 鉱夫扶助規則

- 第一条 鉱夫自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ本則ニ依リ扶助ス  
第二条 診察費及治療費ハ其実額ヲ給与ス此場合ニ於テハ当鉱山ノ医員若クハ当鉱山ノ指定セル医員ノ診察治療ヲ受クルヲ要ス  
第三条 療養ノ為メ休業中ハ療養日當トシテ其日數ニ相当スル賃金額ノ三分ノ一以上ヲ給与ス  
療養中ノ休業日數ハ當鉱山ノ医員若クハ當鉱山ノ指定セル医員ノ診断ニ依リ之ヲ定ム  
第四条 不具癡疾トナリタル者ニハ不具癡疾ノ程度ヲ斟酌シ其賃金ノ百日分以上ヲ給与ス  
不具癡疾ト認ムルコト能ハサルモ特ニ其賃金ノ百日分以内ヲ給与スルコトアルヘシ  
第五条 即死又ハ治療中死亡シタルトキハ左記金額ヲ給与ス

#### 一、葬祭料

##### 一、遺族扶助料

賃金百日分以上

- 第六条 遺族ナキトキハ死者ノ弔祭ヲ當ムヘキ家族ニ四十円以内ノ弔祭料ヲ給与ス  
第七条 遺族若クハ死者ノ弔祭ヲ當ムヘキ家族ナキカ又ハ之アルモ遠隔ノ地ニ住居シ葬祭ヲナス能ハサルトキハ死体引取人ニ第  
五条ノ葬祭料ヲ給与シ死体引取人ナキトキハ當鉱山ニ於テ葬祭ヲナス  
第八条 第三条乃至第五条規定ノ賃金ハ負傷又ハ疾病前三十日間ノ就業平均額ニ依リ算定ス  
第九条 第九条本則ニ於テ遺族ト称スルハ死者ノ配偶者直系卑族及直系尊族ヲ言フ

以上、坑夫の定着の過程について、壳勘場制度、社宅制度、救済制度などをつうじてみてきた。これらの制度は一九〇〇年代末～一九一〇年代前半に確立したとした。そのことは次の第一七表によつてある程度うかがうことができる。

第17表 三池炭鉱採運炭夫の移動率

年	次	各年末坑夫数	移動率
1901(明治34)年		1,639人	322%
1902	35	2,257	225
1903	36	2,079	121
1904	37	2,082	89
1905	38	2,397	?
1906	39	2,847	115
1907	40	2,748	117
1908	41	?	?
1909	42	?	?
1910	43	3,486	127
1911	44	3,980	100
1912	45	4,161	76
1913(大正2)	3	4,631	78
1914	4	4,749	92
1915	5	4,397	60
1916	6	4,889	121
1917	7	4,826	100
1918	8	5,303	87
1919	9	5,998	89
1920		5,304	78

出典)「三池鉱業所沿革史」第7巻  
(労務課2) 1,230ページ

一般的には炭鉱・鉱山の労働者の移動率ははげしく、また好況・不況による変化も念頭におかなければならぬが、一九〇〇年代前半に比較して、それ以後一九一〇年代前半は、相対的に移動率が低下しているといえよう。以上の数値を補足して、この節の結論としたい。

## 5 坑夫の技術教育

技術教育についてここで少し分析しておきたい。そこでもふれたが募集した「世慣レザル」坑夫のうち、一部分をこの教育機関に入れることによってその質的向上をはかった。したがって坑内で熟練をある程度必要とする基軸部門の坑夫がその対照となる。採炭夫については史料を欠き分析ができないので、器械科伝習制度、支柱徒弟制度を検討する。

器械科伝習制度は、それが設置された理由として「器械科事業追々発達シ、多数ノ職工ヲ要スルニ他地方ノ者ハ永続性ニ乏シキノミナラズ、諸職工夫欠乏シ、適當ノ者ヲ得難ク事業上差支ヲ生ズルニ至リシタメ、当鉱山ニ於テ技術優良ノ職工ヲ養成」<sup>45)</sup>することにあつた。その規則を右に掲げる。

第一条 伝習生ハ当礦山ニ於テ必要ト認ムル器械ニ関スル技術及ビ之ニ要スル学理ノ一班ヲ攻習シ卒業ノ上当礦山ノ業務ニ従事スペキモノトス

### 三池礦山器械科伝習生規則

第二条

伝習生ハ左ニ掲タル資格ヲ有シ将来当礦山職工就職志願ノモノヨリ選抜スルモノトス

一、年齢満十五年以上二十年以下ノ男子

一、身体強健ナルモノ

一、尋常小学校以上ノ學術ヲ卒業シ又ハ之ニ等シキ学力ヲ有スルモノ

一、品行方正ノモノ

第三条

伝習生ハ確実ナル保証人ヲ立テ本人ニ係ル一切ノ義務ヲ担保セシム尤モ其保証人ト為スベキモノハ父兄親族又ハ当礦山ニ於テ信用スルモノニ限ル

但別紙書式ニ依リ保証人連署ノ契約書ヲ當礦山ニ差出スベキモノトス

第四条

伝習生ハ當礦山ノ諸規則ヲ堅ク遵奉シ役員及授業者ノ指揮ニ従ヒ規定ノ年限内ニ卒業スベキ義務アルモノトス

第五条

伝習年限ハ満三ヶ年トシ之ヲ三期ニ分チ毎期末其学力技芸ヲ審査シ優等者ニハ賞品ヲ与ヘ満年ニ至リ更ニ其成績ヲ審査シ合格ノモノニハ卒業証書ヲ与フルモノトス卒業者中品行方正超衆勉励ニシテ学芸優等ナルモノニ限リ学芸優等ノ証明書及賞品ヲ付与スルモノトス

前項ニ依リ学芸優等ノ証明書ヲ与フルモノ、内特ニ優等ナルモノニ限リ当礦山ノ見込ヲ以テ他ノ工業学校又ハ工場ニ入学者シメ指定ノ学芸ヲ練習セシムル事アルベシ  
但其費用ハ當礦山ニ於テ実費ヲ以テ支弁ス

第六条

伝習生ハ伝習年限中其技能ノ優劣ニ依リ一日金十錢以上二十錢以下ノ金額ヲ貸費トシテ給与ス尤モ自己ノ都合ニ依リ休業セシモノニハ貸費金モ給与セズ但當礦山医師ノ診断ヲ受ケ休業スルモノハ此ノ限ニアラズ

伝習生病氣ニ罹リタルトキハ一ヶ月以内ハ當礦山医師ヲシテ無料ニテ治療セシム

第七条

貸費金ハ卒業ノ後職工トナリ誠実ニ職業ヲ勉励シ第十条ニヨリ賞与金ヲ付与スルモノニ限リ弁償ノ義務ヲ免ズルモノトス

第八条

伝習生規則ニ背キ又ハ学業ヲ怠リ若クハ疾病ノ為メ卒業ノ見込ナキモノハ退学ヲ命ズベシ此ノ場合ニ於テハ疾病ニ因ルモノ、外既ニ渡シタル貸費金ノ金額ヲ一時ニ弁償セシム

第九条

第五条ニ依リ卒業証書ヲ付与セラレタルモノハ當礦山ノ職工トナリ其規則ヲ遵奉シ満七ヶ年間誠実ニ就職スベキ義務ア

第十一条 前条ニ依リ職工トナリ満七ヶ年間誠実ニ職業ヲ勉励シタルモノハ百円以上百二十円以下ノ賞与金ヲ付与スルモノトス

但当礦山ノ都合ニ依リ又ハ疾病負傷ノ為メ解雇スルトキ若クハ本人死亡セシトキハ在職中ノ年数ニ応ジ本文ノ賞与金

ヲ付与スペシ

第十二条 第九条ニ掲タル職工就職年限中自己ノ都合ヲ以テ退職スルトキハ伝習生中付与シタル貸資金ハ一時ニ弁償セシメ第十条

ノ賞与金ハ之ヲ付与セズ

第十三条 職工就職中其職業ヲ怠リ又ハ規則ニ背キ其他当礦山ニ対シ不誠実ノ所為アリタルモノハ第九条ニ掲タル年限中ト雖モ即

時ニ解雇シ伝習生中付与シタル貸資金ハ一時ニ弁償セシメ尚ホ損害アルトキハ其損害ヲ賠償セシム

この規則をみると、まず伝習生は一五～二〇才の青年で、三年間の教育期間とその後七年間の三池炭鉱坑内での就業とが定められている。三年間の教育期間中は賃金を給与されることとなつていて、またこの規則は、募集規則と重複する部分（第三条）もある。以上のことから考えて、「世價レザルモノ」を一定の教育期間をつうじて、坑夫の中核にすえようとする意図をみることができる。

次に支柱徒弟制度は、「其ノ目的トスル所ハ支柱ニ関スル技術及坑内作業一般ヲ実地修得セシメ、将来小頭トナルベキ中堅人物ヲ養成スル」<sup>(47)</sup> ことにあつた。器械科伝習制度を坑夫の中核部分の養成と推論したが、この制度には「将来小頭トナルベキ中堅人物ヲ養成」（第一条）という様に明確に記されている点に注目すべきである。<sup>(48)</sup>

三池炭礦支柱徒弟採用規則

第一条 支柱徒弟ハ将来小頭トナルベキ志望者ニ限り当礦ノ必要ニ応ジ左ノ資格ヲ有スル者ノ内ヨリ採用スルモノトス

一、年齢十五才以上十九才以下ニシテ身体強健ノモノ

二、尋常小学校卒業者若クハ之ト同等以上ノ学力ノアルモノ

第二条 徒弟志望者ハ左ノ書式ノ願書ニ履歴書及戸籍謄本ヲ添へ当礦へ差出スペシ

第三条 徒弟ハ支柱ニ関スル技術及坑内一般ノ作業ヲ実地修得セシムルモノトス

但シ必要ナル学科ヲ修得セシムルコトアルベシ

第四条 徒弟ノ年限ヲ三ヶ年以上トシ本人ノ成績ニ依リ隨時卒業セシメ卒業証書ヲ付与ス

第五条 徒弟ニハ採用ノ日ヨリ一時間二錢以上ノ賃錢ヲ支給シ技倆ノ進歩ニ従ヒ漸次増加スルモノトス

第六条 徒弟ハ採用後二ヶ月以上経過シタルトキハ定約夫ト同様ノ取扱ヲ為スモノトス

第七条 徒弟修業中又ハ卒業者兵役ニ復シ共ニ成績優良ノ者ニシテ退役後再ビ就職シタルトキハ特ニ同期ノ者ト同様ニ取扱ヲ為スモノトス

第八条 徒弟諸規則ニ背キ業務ヲ怠リ若クハ修業ノ見込ナキ時ハ解雇シ又ハ転役ラ命ズルコトアルベシ

第九条 徒弟ニ採用セラレタル者ハ左ノ書式ニ依リ誓約証及身元引受証ヲ提出スベシ

内容は、ほぼ前の「器械科伝習生規則」と同様である。

以上の技術教育、伝習制度は募集制度を補強し、労働力の質的向上をはかる意味で重要な役割をはたした。しかし、本格的に、こうした技術教育機関が重視され、大規模におこなわれるようになったのは、三井三池工業学校（一九三〇年代以後）および三池各坑青年学校養成部の設置をまたなければならない。この時期では、その原型がうちだされた意味を、一応検討したわけである。

- (1)(2) 関谷三喜男著「日本石炭産業分析」四一六ページ。
- (3) 同右 四一九ページ。
- (4) 「三井鉱山五十年史稿」第二巻(一)二八六～二八七ページ。
- (5) 拙稿「三池炭鉱と囚人労働」(『社会経済史学』三二一四)
- (6) 三池鉱業所「例記」(明治三一～三二年)・「三池鉱業所沿革史」第七巻(労務課)一六四八～六五三ページ。
- (7) 同右 六三〇ページ。
- (8) 同右 六三一ページ。

- (9) 同右 二二二。
- (10) 三池鉱業所「例記」(明治三一～三二年)・「三池鉱業所沿革史」第七巻(労務課一)六八〇ページ。
- (11) 「三池鉱業所沿革史」第七巻(労務課一)六八二ページ。
- (12) 同右 六八三ページ。
- (13) 同右 六八七ページ。
- (14) 同右 七一七～七二〇ページ。この史料は覚え書ともいふべきもので別に正文の「三池炭礦直轄契約坑夫募集規則」があつたようであるが、今のところ発見できないので、この史料をそれにかえておきたい。
- (15) 同右 七二六～七三〇ページ。
- (16) 以上のべた点について、本稿とは視角がことなり、労務管理といふ立場からであるが、隅谷三喜男「炭鉱における労務管理の成立」(脇村義太郎教授還暦記念論文集II『企業経済分析』)がくわしく、参考とした。
- (17) 三池鉱業所「例記」(明治三八年)・「三池鉱業所沿革史」第七巻(労務課一)一一五～一一七ページ。
- (18) 兵藤創著「日本における労使関係の展開」三一六～三一九ページ。
- (19) 「三池鉱業所沿革史」第七巻(労務課三)一三三一ページ。
- (20) 同右 (労務課九)四九九〇～四九九一ページ。
- (21) 同右 五〇〇一ページ。
- (22) 同右 五〇〇四ページ。
- (23) 同右 五〇〇五ページ。
- (24) 同右 五〇〇五ページ。
- (25) 同右 五〇一八ページ。
- (26) 同右 五〇一八ページ。
- (27) 同右 五〇一八～九ページ。
- (28) 同右 (労務課三)一三六九ページ。
- (29) 同右 一三七八ページ。
- (30) 同右 (労務課九)五〇一九ページ。
- (31) 同右 五〇一〇ページ。

(32) 「三池鉱業所沿革史」第七巻（労務課九） 五〇一五ページ。

同右 五五〇五ページ。

(33) 同右 （労務課一〇） 五八七六ページ。

(34) 同右 五八七七ページ。

(35) 同右 五八八二ページ。

(36) 同右 五九四一ページ。

(37) 同右 五九五七ページ。

(38) 同右 五五〇九ページ。

(39) 同右 五五一六～五五一八ページ。

(40) 同右 五五四九～五五五二ページ。

(41) 同右 五五四一ページ。

(42) 同右 （労務課四） 二三八七～三三八九ページ。

(43) 不充分ではあるが拙稿「三池炭鉱における共愛組合」（『三井金属修史論叢』第三号）で一応検討したが、本稿の視点を含めて、別に再構成するつもりである。

(44) 「三池鉱業所沿革史」第七巻（労務課六） 三六八七ページ。

(45) 同右 三六八九～三六九三ページ。

(46) 同右 三六九五ページ。

(47) 同右 三六九六～三六九七ページ。

(48) (補注) 本章の分析の前提として、筆者は産業資本確立後の炭鉱労働として、一つは基軸部門における「近代的」プロレタリアートと他は雑夫その他にみられる「半隸奴的」プロレタリアートを指定している。こうした質労働の二形態は他の重工業部門にも指摘しうるが、その理論的根拠などについては拙稿「日本帝国主義確立過程の労働問題」（『歴史学研究』一九七一年度大会報告別冊特集－『世界史認識と人民闘争史研究の課題』所収）を参照していただきたい。

## 五 三池炭鉱の展開

### 一九一〇年代後半以後の展望

本稿は、日本における産業資本確立期の理解、および、日本資本主義における石炭産業の役割について、それぞれ一および三において検討した。その上にたって、二においては、資本の側から、おもに技術的側面を中心に、具体的に三池炭鉱の産業資本確立の諸指標を摘要し分析した。さらに四においては、確立後の三池炭鉱における炭鉱労働の分析をおこなった。研究史の整理の際に、すでに指摘した点であるが、産業資本の確立を、資本と賃労働の対抗関係の本格的成立という条件から考えるならば、この二および四の二つの分析をへて、はじめて、三池炭鉱の産業資本確立を論じることができる。その意味では、二における産業資本確立の完了の指標および時期については、技術的側面からという限定をつけなければならない。四における賃労働の分析をふまえ、三池炭鉱の産業資本確立を、その問題だけをとりだして規定するならば、一九一〇年代前半期がその終期となるであろう。しかし、一方理論的課題からも、事実の問題としても、この三池炭鉱の確立期は、同時に独占段階への移行期をもかねている点も重視しておかなければならない。結論的にはこのことが、二でも若干ふれた様に、三池炭鉱の確立の終期を技術的側面に限定して、少くとも一九一〇年代中ごろに設定する理由となるのである。したがって、三池炭鉱の一九一〇年代中ごろから一九一〇年代前半までの時期は、一では、資本・賃労働関係の本格的成立をみつつ、他方では、独占段階への移行をかねていたのである。本稿は、はじめにものべたように、三池炭鉱の産業資本確立期について分析することを課題としたため、その課題にそつて一九一〇年代前半までに主力をおいてきた。したがって独占段階以後、すなわち一九一〇年代後半以後の問題については、それまでの分析の延長として、以下、限定して論じておくにとどめたい。

1900~1910年代炭の三池炭鉱（橋本）

第18表 三井鉱山・三池炭鉱の鉱区の増加

単位1,000坪

	三池炭鉱	三井鉱山	対全国比	全 国
1909(明治42)年	48,027	71,519	15.2	468,300
1910	43	49,593	77,049	503,688
1911	44	50,445	78,633	514,060
1912	45	"	83,409	525,905
1913(大正2)	"	"	84,430	540,137
1914	3	"	85,389	574,947
1915	4	"	86,172	583,802
1916	5	"	88,533	598,470
1917	6	"	89,234	628,043
1918	7	"	102,896	665,075
1919	8	"	105,191	725,630
1920	9	"	102,291	782,877

出典) 「三井鉱山五十年史稿」第2巻 付表2

第19表 三井鉱山・三池炭鉱の産出炭の増加

単位1,000トン

	三池炭鉱	三井鉱山	対全国比	全 国
1909(明治42)年	1,574	2,657	17.6	15,048
1910	43	1,790	3,058	15,668
1911	44	1,989	3,444	17,632
1912	45	2,173	3,862	19,639
1913(大正2)	"	2,172	4,056	21,315
1914	3	2,057	3,995	22,293
1915	4	1,726	3,417	20,490
1916	5	1,878	3,675	22,901
1917	6	1,998	3,858	26,361
1918	7	1,873	3,701	28,029
1919	8	1,957	3,902	31,271
1920	9	1,828	3,649	29,245

出典) 「三井鉱山五十年史稿」第5巻2 付表2

および『農商務統計表』より作成

三池炭鉱のそれまでの飛躍的な発展を背景に、三井内部に一九〇九（明治四二）年三井合名会社鉱山部が設置され、一九一一（明治四四）年には三井鉱山株式会社が設置された。一応、指標的には、この時点を区切りとして、それ以後を石炭産業部門での独占段階と考えているわけである。

この独占段階での三池炭鉱の分析はもはや、三池炭鉱という一つの経営の内部分析では不充分である。また隅谷氏も

指摘され、本稿でも若干ではあるが三において検討した様に、独占段階の指標については具体的な実証分析を必要とする。さらに三井の石炭部門とくに三井鉱山株式会社の独自な分析、その中の三池炭鉱の位置づけなどの作業を必要とする。ここではそれらの課題をいすれもはたす余裕がないので、三池炭鉱に個有な次の二つの問題を簡単にふることによって、独占段階以後、すなわち一九一〇年代後半以後を展望しておくことにしたい。

まず、三井鉱山の石炭部門における系列化と三池炭鉱の関連についてふれることからはじめる。

三井鉱山の一九一〇年代以後の鉱区、産出炭の全国における比重は第一八・九表からその概況をうかがうことができる。いずれも全国比は一五%内外で、傘下の北炭を加えると、おおよそ全国の四分の一に近い比重をこの時期にしめるにいたつたわけである。

こうした三井鉱山の発展を三池炭鉱の展開を考えるために、もう少しあたり入って検討してみる。  
次に掲げる、三井による炭鉱の買収・併合の略年表をみていただきたい。

一八八八（明治二）年	三池炭鉱
一八九五（明治一八）年	山野炭鉱
一九〇〇（明治三三）年	田川炭鉱
一九〇五（明治三八）年	美唄炭鉱
一九〇七（明治四〇）年	本洞炭鉱
一九一一（明治四四）年	登川炭鉱
一九一四（大正三）年	砂川炭鉱
一九一四（大正三）年	松島炭鉱

1900～1910年代の三池炭鉱（橋本）

一九一六（大正 五年）年 川上炭鉱

石狩炭鉱

一九一八（大正 七年）年 基隆炭鉱

一九二〇（大正 九年）年 太平洋炭鉱

太源炭鉱

以上は三池炭鉱の場合をのぞいて次の三つの時期に区分して考えられる。第一は、一八九五年山野炭鉱から一九〇七年本洞炭鉱（美唄炭鉱は除く）の買収までで、筑豊地域にその対象が集中していた段階。第二は、一九一一年登川炭鉱から一九一六年石狩炭鉱までで、北海道へ進出した段階。第三は一九一八年以後の外地（植民地）への進出の段階である。以上の三つの時期は、かなりはつきりとした性格の相異を示している。ここでは一応、第一の段階の問題、すなわち筑豊への進出について三池との関連で考えることとする。

三井の筑豊への進出の典型的なケースとなったのは田川炭鉱の場合である。その特徴について少しふれてみたい。

一九〇〇（明治三十三）年に三井は田川炭鉱を買収したわけであるが、その後、田川炭鉱はそれまでの停滞に比較して急速な発展をとげた。その理由はその時期以前に三池炭鉱で確立した「近代的」な炭鉱経営方法、たとえば機械導入、募集制度・売勘場制度・社宅制度の整備といったものを田川炭鉱にもちこんだことがある。それによってそれまで「おくれた経営」の段階で停滞していた田川炭鉱は、三池炭鉱で成功した「進んだ経営」によって一举に三池炭鉱とならぶ産業資本へと脱皮したわけである。このことは三池炭鉱からみれば、三池炭鉱が産業資本として確立したことの指標ともなっている。すなわち産業資本がおくれた経営様式を含め、その産業部門で「支配的になる」ことは、具体的には産業資本の経営様式をおくれた経営様式に注入することとなるわけである。三井が三池炭鉱をてこに、田川炭鉱に代表的

にしめされるような筑豊地域への進出をなしたことは、とりもなおさず、その段階直前に、三池炭鉱が産業資本として確立するか、しつつあったことに他ならない。こうした筑豊への進出が三池炭鉱の産業資本確立期前後にあらわれ、またそれが炭鉱の系列化の起点となつたことは、独占への同時的移行の問題として検討する課題となろう。

団琢磨は、田川炭鉱の買収に際して「田川デナクトモ、筑豊ニドウシテモ三池ノ予備ヲ作ッテオカナケレバナラヌ」<sup>(1)</sup>と語っている。この言葉から、三井の石炭部門の中で三池炭鉱は中核であつたことがわかるが、同時にそれを補足する体制というものが考えられていた。その補足は、一つは単純な出炭量の補足である。もう一つは、八幡製鐵を中心とした製鐵部門との関連で、どうしても筑豊に拠点をもたなければならないという考え方からでているものである。こうした団の認識をこの線上で一步・二歩と進めたものが、北海道、外地への進出ということになる。その意味から、三池炭鉱の確立は、三井鉱山の石炭部門の重要なステップとなつたと結論づけてさしつかえない。こうした視角から北海道、中國大陸への三井鉱山の進出の分析をする必要があるが、それらは、続稿にゆずることとしたい。

次に、独占段階における三池炭鉱の問題と関連して、大牟田における重化学工業の成立について、簡単にふれておきたい。石炭産業以外の重工業の独占段階の指標については、さきにも一般的にふれたが、諸機械の電力化をもつて独占段階の一指標としている。三池炭鉱においても坑内において、一部の労働過程に電力が導入される問題について分析した。しかし、みずからエネルギーである石炭を産出していることから、電力導入を中心的な指標とはしにくい。こうした事情から、それにかわる指標として、石炭の化学的利用について、以下若干検討しておきたい。

三池炭鉱は、一九〇〇年代後半以後、従来産出炭の多くを中国市場に輸出していいた状況から、国内の工場用その他へその需要を変化させた。一般的には、日露戦争およびその後にみられた国内産業、とくに消費資料生産部門の発展、一九〇〇年代中ごろをその時期とする日本資本主義の確立が、その需要の変化をもたらした。こうした中で、一九一〇

年代から日本においても、歐米からの先進技術の導入などによって化学工業の成立をみるのである。

以上を特殊に三池炭鉱でみると、払い下げ前後からはじまるコークス製造、一九一〇年代から本格化する三池染料工業所、一九一四（大正三）年の三池製錬所の設立などの石炭消費産業およびその関連産業の形成の問題である。以下のそれを簡単に検討しておきたい。日本の化学工業は第一次大戦後、とくに一九二〇年代になって本格化したので、この時期はその形成期にあたる段階である。

三池炭鉱におけるコークス製造は官営期にフランス人技師ムーラの指摘によつて開始され、払い下げ後も継続した。一八九二（明治二五）年のビーハイブ式焦煤炉四窯の築造、一八九六（明治二九）年コッペー窯の築造など、順次その規模が拡大され、また生産量も増大したが、いずれも副産物を採取しない、単なるコークス製造が主体であった。

この段階を脱したのは一九一一（明治四四）年、大牟田に建設されたコッパース炉六〇窯によつてである。コッパー炉はコークス製造自体の合理化を促進しただけでなく、副産物の採取から重化学工業への手がかりを提示した意味で重要である。その直前の一九一〇（明治四三）年の洋行について団は次のように語つている。<sup>(2)</sup>

四十三年ノ時ハ大分イロイロナ問題ガ起ツテキタ。一ツノ問題ハ副産物、石炭ノ副産物ヲ取ルトイフコトガ甚ダ顯著ニナッテ來タ。ソレカラ電気ノ応用ガ大分起ツテ來タ。ソレデ『ガス・エンジン』トイフモノガドイツデハ大分起ツテキタヨウダシ、コークスノ窯ヲ造ルト『ガス・エンジン』ガ一番先ニ問題ニナル。余ツタガスデカラ起スコトガ必要ニナル。今迄ハ蒸氣ヲ焚イテ居ツタ。『ガス・エンジン』ガ出来ルト、『ガス・エンジン』ニ発電機ヲ付ケテ、ソノ電氣力ヲ使フトイフコトニナルノダカラ、ドウカ『ガス・エンジン』ヲヤツテミタイモノダトイフコトガ一ツノ用向。モウ一ツハ亜鉛ヲドウシテモノニシテミタイ。（中略）今度、彼方へ行クニツイテハ一番主ナルポイントハガスト電氣ノ応用ト亞鉛ヲ主ニシナケレバナラヌ。

コークス製造の際のガスを利用して発電を行う。その電力を利用して、同じ三井鉱山内の、例えば神岡鉱山産出の亜

鉛鉱の電気製錬を行うことである。コッパース炉を使用することによって、こうした重化学工業の方向が開拓されたことは重要である。その意味では、一九一（明治四四）年のコッパース炉の建設は、本格的なコークス製造の開始の画期である。

コッパース炉の運転開始以後、副産物採取としての染料部門は次第に本格化するが、染料工業全体としては、まだ輸入に依存しており、三池の染料工業所も一九一〇年代は赤字の連続であった。しかし、長期的な見通しのもとで投資が続けられ、一九一八（大正七）年には三池染料工業所として独立し、さらに一九三〇年代には三井化学社となり、ようやく利益をあげられるようになった。このように、本格的な染料工業の発展は次代にゆずっているが、石炭消費産業およびその関連産業の展開の基礎が一九一〇年代後半に、三池においてかためられたことを指摘しておきたい。

以上、一九一〇年代後半以後の独占段階の問題に関連して、一つは三池炭鉱の三井鉱山全体における位置づけ、とくに三井鉱山による諸炭鉱の系列化をとりあげた。さらに、石炭消費産業としての重化学工業が、三池炭鉱を核として成立する過程を簡単にとりあげた。独占段階を論じるためには、鉱区の独占、資本の集中・集積など、他に分析する重要な課題があるが別稿にゆずることとして、一応本稿のまとめとする。

- (1) 「団理事長談話速記・その三」（三井鉱山五十年史編纂資料）一〇ページ。
- (2) 「団理事長談話速記・その四」（同右）一一ページ。

（付記）本稿の史料はすべて三井文庫所蔵「三井鉱山五十年史稿本類」より引用した。その閲覧にあたっては、三井鉱山株式会社より御便宜をえた。また、本稿は一九七一年一月、三井文庫定例研究会での報告を加筆・修正したものである。研究会その他の機会に、三井文庫研究員の方々から多くの助言をいただいた。付記して、感謝の意を表したい。

（一九七一年六月）